

議 事 日 程 (第 5 号)

令和5年3月15日(水曜日) 午前10時 開議(予算審査特別委員会)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

- 議第 7号 令和5年度遊佐町一般会計予算
- 議第 8号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
- 議第 9号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
- 議第10号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
- 議第11号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計予算
- 議第12号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第13号 令和5年度遊佐町水道事業会計予算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	佐 藤 光 弥 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼	舘 内 ひ ろ み 君	地 域 生 活 課 長	太 田 智 光 君
農 委 事 務 局 長	池 田 久 君	町 民 課 長	後 藤 夕 貴 君
健 康 福 祉 課 長	伊 藤 治 樹 君	教 育 長	土 門 敦 君
会 計 管 理 者	菅 原 三 恵 子 君	農 業 委 員 会 会 長	伊 原 ひ と み 君
教 育 委 員 会	石 垣 ヒ ロ 子 君	代 理	本 間 康 弘 君
教 育 課 長		代 表 監 査 委 員	
選 挙 管 理 委 員 会			
委 員 長			

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海 広行 議事係長 船越 早苗 主査 佐藤 明子

☆

予算審査特別委員会

委員長（那須正幸君） おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（那須正幸君） 去る3月9日の本会議において予算審査特別委員会委員長に指名されましたので、よろしくご協力お願いをいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員として、農業委員会、佐藤充会長が所用により欠席、伊原ひとみ会長代理が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、マスクも自由にしてください。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第7号 令和5年度遊佐町一般会計予算、議第8号 令和5年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第9号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第10号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第11号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第12号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 令和5年度遊佐町水道事業会計予算、以上7件であります。

お諮りいたします。ただいまの7議案を一括して審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(那須正幸君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、予算の審査に入ります。

1番、本間知広委員。

1番(本間知広君) おはようございます。WBC4連勝、いよいよあした準決勝ということで、頑張っていたきたいと。個人的には、村上君がもうちょっと本領を発揮していただけるとうれしいなということで期待をしながら質疑したいと思います。よろしくお願いします。

まず、歳入といたしますか、5年度の予算、自分なりに思うところをちょっとお話ししたいと思いますけれども、特に歳入で町債が昨年より減っておりまして、その分繰入金が増えていると、基金からの繰入れが増えておりました。財調からの繰入れが3億6,900万円、昨年と比較して1億3,700万円ということで財調からの繰入金が増えております。全体的には昨年よりは少し金額的にスリムになっておりまして、考えられるのがコロナですとか、いろんなものがだんだん緩和されてきて、その分の予算が削られてスリムになってきているのかなというふうに思いますけれども、それでもまだまだ80億円ということで、最終的に100億円超えの予算執行が続いてきた中で、少し膨らんでいるなというふうに感じながらですけれども、今年度についてはこれから国のほうでもいろんな予算つけると思いますので、補正等でどうなっていくのかというところ、そこが見ていかなければならないのかなというふうに思ったところであります。

あと、4年度の補正で、特に光熱費関係の補正が、各施設からの補正についております。これもちりつもではないのですが、かなり率でいくと光熱費、油代ですとか電気代ですとか、そういったものが増えてきておりまして、これやっぱり一般管理費的な考え方でいくと、要するにもうけが少なくなってくるので、使えるお金がそちらのほうに流れていくということになります。そこら辺も予算が縮小している中で、そうした必要経費が中身的に増えているということでもありますので、そこら辺も少しこれから見ていきたいこととございます。あと、人件費も上がっていることとございますので、併せて注視をしていきたいというふうに思っているところでございます。

具体的にちょっと質問しますけれども、一般会計の予算書29ページです。目2の文書費の節11役務費でございます。これ1,170万円、通信運搬費ということでございますが、補正も多少あったかなというふうに思います。改めて、去年の当初で840万円でございます。予算的にこれベース、いわゆる先ほど申し上げたような必要経費ではないですけれども、ベースが昨年より上がって、しばらくといたしますか、今後ずっとこのぐら이의予算でいくのか、例えば5年度についてはこれが予定されているというようなイベント的な、年次的なものがあるのか、ちょっとそこら辺説明お願いしたいと思います。

委員長(那須正幸君) 佐藤総務課長。

総務課長(佐藤光弥君) こちら通信運搬費でございますけれども、令和4年度についても不足が見込まれて補正をしております。要因いろいろあるかと思いますが、今年までやっていた課税誤りに関

する通知等が多くなったことも一つの要因かなど。あと、宅配事業者が行っていたメール便というか、手紙のサービス、信書に当たらない部分のメールサービスがちょっと縮小して、そういったもので安く送れなかったりとか、いろいろ要因あるかと思います。今年度の予算につきましては、取りあえず今年度、令和4年度ベースでの要求ということで、足りなくて途中で補正ということも大変ですので、取りあえず一定今年度分の見込みから算定した金額になっております。将来的には、いろいろ事業が落ち着けば、また一定の金額に戻ろうかと思えますけれども、来年度予算につきましては今年の実績ベースでの要求となっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 補正もあってということなのですが、当初の予算と単純比較で約300万円ほど上がっておりまして、個人的には補正の上りがちょっと大きいなというふうに感じたものですから、ちょっとお聞きいたしました。こういった形でいろんな面で多分そういう状況が変わって、料金が上がったとか手数料取られるようになったとか、いろいろ何かそういう流れになっておりますので、そういう感じで通信運搬費のほうもそういう形で上がっていくのかなとは理解はできるのですが、4年度の実績を基に5年度の予算組みということでありますので、なるべく補正がかからないようになればいいとは思いますが、そこら辺、課長、なるべく補正がかからないようにということでの予算組みだというふうには理解しておりますけれども、再度ちょっとそこら辺確認したいと思えます。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 郵便料につきましては、大口のものについては町内同じ郵便局内だと割引になったりとか、そういった制度もございますので、そういったところも利用しながら、なるべく経費の削減には努めていきたいと思えますけれども、どうしても通知等を送らなければならないものは送らないといけないわけなので、そこについては一定予算を確保しながら事務をしていきたいということで思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） よろしく対応をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして予算書30ページです。目6の財産管理費、節17備品購入費であります。これ400万円、公用車購入費ということで載っております。ずばりですけれども、何を買うのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 電気自動車ということで検討をしております。総務管理費の中で、工事費の中でも急速充電器の設置工事の予算も確保しておりますので、昨今のCO<sub>2</sub>削減の流れの中で、役場でも電気自動車の整備が必要ではないかということでの予算計上になっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 電気自動車ということでございました。予算400万円での電気自動車というと、ちょっと買える車というのと限られるような気が、普通電気自動車だともうちょっとかかるのかなとか思うの

ですけれども、400万円でございます。聞いて悪いということではないのでしょうけれども、これもしかして軽の電気自動車でしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 車種につきましては、この金額ですので、この中で買える車種ということになるかと思えます。ただ、1点、電気自動車を整備したときに、新庁舎のほうで電気自動車から給電できるシステムも準備してございますので、そういったものが使えるのかどうかあたりも含めながら、今後車種については検討していきたいと思っております。ただ、予算の範囲内ということになるかと思えます。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。それで、これは何かと入替えするということではないのでしょうか。ちょっとそこも確認させてください。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 基本的には入替えということにはなろうかと思えますけれども、今現在使っている車、相当の年数経過して、距離数も20万キロ近く走っているものがございますので、本来であればその車の入替えということになりますけれども、もとの車につきましても使えるうちは使いながら、特に電気自動車ですと長距離を走るときの不安もございますので、一定ハイブリッドの公用車ですので、そちらも使える範囲では使っていきたいなと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 入替えすると、きっちり入替えということではなくて、結果として入替えになる可能性もあるということで認識いたしました。分かりました。

それで、次が予算書の37ページです。負担金補助及び交付金の前に、目が遊佐町議会議員選挙費ということで、37ページの節18負担金補助及び交付金ということで700万円ちょっとついております。これ制度が変わって、この3つ書いてありますけれども、前はなかったものが載っかっている形になりますけれども、これちょっと再度説明をお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 選挙公営制度の拡大と供託金の導入についてということで公職選挙法が令和2年度に改正されました。それを受けまして、遊佐町でも令和4年の3月議会において町の条例を制定したところです。簡単に言えば選挙の際に立候補者の負担を少なくするというので、その費用の一部を公費で負担するものになります。中身につきましては、37ページの予算の中で負担金補助及び交付金ということで747万6,000円記載してございますけれども、この中に3項目ほどございます。1つは選挙運動用の自動車に係る分の費用、これ一番上になりますけれども、251万1,000円。これにつきましては、自動車の借り上げに係る分、燃料に係る分、それから運転手さんの雇用に係る分ということで合わせての金額になります。それから、真ん中のポスターの作成経費ということでは、ポスター1枚当たり525.6円の、61か所掲示場ございますので、61、そこに、31万500円の定額の費用を加えた金額を61枚で割って平均単価にすると1枚当たり5,616円になりますので、その61枚分ということでの金額になります。それから、一番下、ピ

ラの作成の分ですけれども、こちらは1枚7円51銭の分になりますけれども、こちら町長選挙と議会選挙で上限の枚数が異なっております。町議会選挙の場合は1,600枚ということで、上限1万2,016円ということで、それぞれ14人立候補した場合の金額ということで積算をして計上しております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 選挙用の費用を一部負担をしていただけたということですので、ありがたい話でありますので、立候補するときは活用するようにしたいなというふうには思うのですが、それで5年度、先ほども話ししましたけれども、議会の選挙がございます。委員会、議会選挙だからということではないと思うのですが、今取り組んでいらっしゃることで、ご所見があればちょっと選挙管理委員会のほうからもお伺いしたいと思いますが。

委員長（那須正幸君） 石垣選挙管理委員会委員長。

選管委員長（石垣ヒロ子） 今年度は3つの選挙がございます。1つは県議会議員選挙、4月の9日、日曜日、もう一つは吹浦財産区議会議員選挙、4月の23日、そして最後に遊佐町議会議員選挙、6月の18日行われます。町の議会議員選挙の条例、制度が変わりまして、公営の資金を使用できる初めての議員選挙となります。十分な準備を基に、選挙率がアップなるように私たちも活発に啓発活動を行っていくつもりでございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 投票率が上がるようにしっかり取り組むということでありました。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、続いて町民課のほうにお伺いしたいと思いますけれども、予算書35ページになります。項3の戸籍住民基本台帳費の、くくってありますので、節12委託料528万3,000円、戸籍総合システム稼働維持費と、維持費になっております。4年度の当初予算ですと、戸籍総合システム改修ということで金額が大体これより1,000万円ほど多かったのでありますけれども、要するにそのシステム改修というのがなくなったので、1,000万円減ったという認識でよろしかったでしょうか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 委託料の528万3,000円は前年比1,150万5,000円の減ということで、今委員がおっしゃっていたように、システム改修が終了したためこちらのほうの減というふうなことでございまして、

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 要するに維持費だけということなので、この予算ということでありました。それで、自分のイメージというか、感覚で言うと、国のほうでいろいろマイナンバーカードを作らせたいがためにいろんな施策を打ってきて、そのたびにということではないのでしょうか、何かシステム改修ですとか、そういったことがあるのではないかと、いうふうに思っているのですが、5年度中にそうしたことがもしあれば、また補正でということになるのかなということでもちょっとお聞きをしたいと思っております。

れども。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） おっしゃるとおり、戸籍情報連携システムの改修というのは近年、毎年のように行われております。5年度につきまして、システム改修も順次行われる予定ではございますけれども、その改修費、それから補助額については、国からの明確な情報が町にも業者さんのほうにもございませんので、今年度当初予算に上げることができませんでした。ですので、当初予算の減額のような形となっております。今後改修が見込まれるものとしては、自治体が使用する戸籍情報システム、こちらの字体がメーカーによって違うということもあって、さらに自治体ごと、それぞれ外字の使い方が違うということもありまして、それを国の指定する明朝コード、こちらに統一するということが、情報を受け取る時に適正に変換を行えるための改修、まずこちらのほうに進んでいくかと思っております。あともう一つが、戸籍附票の様式に住民票コードを追加するためのシステム改修というのも5年度に行う予定という情報は入っておりますが、先ほど申し上げましたように国のほうからの金額の情報が入っておりませんので、入り次第、補正対応というような形をさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） やはりシステム改修のための予算が入っていないので、現状のシステムの維持管理費だけの予算になっておりますので、そういうふうになるのかなというふうには思うのですが、一応確定していないので、予算には上げられなかったということでありました。これも見ていきたいなというふうに思います。

それで、ちょっと次は確認なのですが、その下、節18負担金補助及び交付金のところで、この前の3月補正でもありましたけれども、去年あったのですが、番号制度における個人番号カード等事務委任に係る負担金ということで993万8,000円ということで載っておったのがなくなっております。今年度の当初予算ではなくなっているということで、これは要するに国のほうからそのまま業者といいますか、直接国から行くようになったので、要は役場を通さなくてもよくなったので、これはなくなったということなので、これは要するに5年度もずっとその制度が続いていくという認識でよろしかったでしょうか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 4年度以降、デジタル庁を通じて地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと言っておりますが、そちらのほうに町を通して交付をしておりましたけれども、4年度以降それが直接というふうになりましたので、今後もそのまま続くと思われまして。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。

それでは次です。今の4月からですが、いよいよコンビニで各種行政サービスが受けられるようになるということでもあります。実際町民課としてどのぐらいの需要を見込んでいるかということで、そこら辺のボリューム的な手応えというのをどのように感じているのか、ちょっとそこら辺伺いたいと思っておりますけれども。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） コンビニ交付に係る想定件数、それからそこにかかってくる経費なんかもあるかと思うのですが、そういったことのご質問かと思いますが、来月4月3日を予定しております住民票の写しと、それから印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスでございますけれども、証明書の発行手数料、こちらのほうには35万7,000円を新たに計上しております。内訳としては、コンビニへの手数料というのがかかるのですが、それが1件117円かかりまして、それからJ-L I S、こちらにも手数料が1件180円お支払いすることになります。合わせると1件297円の手数料として見ております。証明書の発行件数については1,200通、1,200件と想定しております。その根拠として住民票と、それから印鑑登録証明書、こちらのほうの代理で委任状をお持ちになっていらっしゃる方が約1,200人いらっしゃいます。ですので、その1,200人がコンビニ交付のほうに移行するのではないかとということで想定をしております。ですが、マイナンバーカードを持っていないとそちらのほう、コンビニ交付はできないわけでございます。2月28日のマイナンバーカードの申請率のほうが79.10%となりましたので、おおよそコンビニ交付に移行するのではないかとということで私どもでは考えております。なお、窓口に本人が来られていた方も、利便性を求めてコンビニ交付に移行する可能性がありますので、今後利用数に関しては注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 便利になる話ですので、しっかりこれからも取り組んでいていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

続いて、健康福祉課のほうにお伺いをしたいと思いますけれども、健康福祉課については全体的にコロナの関係で補助金とか、そういったコロナ絡みの予算が削られているので、大体軒並み4年度と比べて5年度は減額になっているという印象なのではございますけれども、それでも今後、これからちょっと質問しますけれども、利用する方、3月の補正でもちょっといろいろ話がありましたけれども、要するに利用される方がだんだん少なくなっているのか、利用される方がいなくなっているのかということで、要するに予算は立てているのだけれども、残ってしまうというような状況が多々見受けられておりますけれども、そういったことも含めて5年度もちょっと見ていきたいなというふうに思うのですが、38ページの民生費でちょっとお伺いしたいと思います。項1の社会福祉総務費、節12委託料2,184万8,000円と、重層的支援体制整備事業移行準備事業ということになっております。ちょっとこれの説明をお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） それでは、この移行準備事業委託料について説明させていただきます。金額につきましては、この委託料2,184万8,000円のうちの988万1,000円分ということにはなるのですが、令和4年度につきましては当初予算400万円で、補正として400万円追加して800万円ということで、今年度さらに200万円ほど多くした事業であります。多くなった分につきましては、人件費ということでありまして、社会福祉協議会の補助金の含まれている人件費200万円ほどをこの事業のほうに移し替えて、国の4分の3の補助事業を受けるというふうに変えたものであります。この事業の内容としましては、重層的

支援体制整備事業という、今移行準備事業の委託料なのですけれども、そもそも重層的支援体制整備事業について説明させていただきますけれども、今の制度では高齢者、それから介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮というふうにもいろいろな分野に分かれているわけなのですけれども、それを課題が複雑化しているものですから、一体的にしていこうということで、国が令和3年度から重層的支援体制整備事業ということをして各市町村のほうにやっていきなさいということで始まった事業であります。この事業の内容としましては、これまでそれぞれの分野で相談支援をしたり、あるいはケース会議をしたり、あるいはお金についても国や県からそれぞれの分野のほうに分かれて入ってきたということになりますけれども、この重層的支援体制整備事業に移りましたら、まず国からの助成事業が一本になると。それから、例えば相談支援事業につきましても、今まで介護とか障がいとかと別々にやっていた相談事業の関係を一つのほうにまとめてしまうと、一つの事業として捉えます。予算も別々だったのが一つの予算になることによって、いろいろ使い方が便利になるということがありますし、例えば地域づくり事業につきましても、例えば今の西遊佐のエプロンサービスは介護制度でやっていますし、例えば遊佐とかの買物支援事業については福祉事業でやっているのですけれども、そういった事業についても一本化するというような事業になってきます。このように相談支援事業とか地域づくり事業といった分野で一つにまとまることによって、町民の課題等に対応しやすくなっていくというような事業になります。今回の委託料につきましては、その重層的支援体制整備事業のほうに移行するため、いわゆる会議を一つにするとか、そういったものの準備のために今やっているということで、最長3年間ということになっている事業であります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） その重層的支援というのがちょっとまだ勉強不足でよく理解をしておりませんので、今後ちょっといろいろ勉強させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。分かりました。

続いて、ページでいくと43ページになります。43ページ、目3の児童福祉施設費です。節18の負担金補助及び交付金で4年度についていた保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金というのがなくなっているのですけれども、それについて説明をお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 4年度にありました保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、保育園等の職員の給料を上げるために国が行った事業でありまして、それにつきましては9月までの事業ということになります。この9月までにつきましては、直接補助金という形で町のほうに入ってきて、町のほうから幼稚園等に交付していたわけでありまして、10月からは保育園等に出します給付事業にありますが施設型給付費等という、扶助費のほうに予算がありますけれども、そちらのほうに含まれて今度10月からは町のほうに入ってきているということになりますので、5年度の予算には載っていないということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） その下、扶助費の施設型給付費等というところに入ったということで、なくなっ

たわけではないということで、分かりました。

続いて、ページでいくと45ページになります。まず、衛生費の保健衛生総務費の同じく節18負担金補助及び交付金ということで、4年度当初と比べて500万円増えておるのですが、一番下の出産・子育て支援交付金事業補助金で500万円ついておりまして、多分これかなというふうに思うのですが、これについての説明をお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この事業につきましては、令和4年度の1月の補正でお願いしまして、令和4年度から始まった事業でありますけれども、出産時に届出を出した、そして相談を受けたという方についてまず5万円、出産というか、失礼しました。妊娠時に届出を出した方に5万円、それから出産後に相談を受けた方にさらに5万円ということで合わせて10万円を補助金として支給するものであります。これは、相談支援と抱き合わせて経済支援も一緒になってやるという事業でありまして、財源としましては国が3分の2、県が6分の1、町が6分の1という財源となっているところです。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありました。思い出しました。これが当初からついているということで認識いたしました。

それでは、その下です。予防費です。全体で予防費については4年度の当初と比較して、書いてありますとおり3,800万円ほど減額になっておりますが、これ先ほどもちょっとお話ししましたが、やはりこれ単純にコロナの関係で減っていると、そういうざっくりした認識でよろしかったでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 当初予算を立てる段階では、集団接種につきましては12月末で終わりました、その後は個別接種、3月までという予定で考えていましたので、令和5年度の予算につきましては、集団接種に関わる委託料等につきまして5年度には載っていないということです。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 委託料、今お話ありましたけれども、委託料で約2,500万円、負担金のほうで医療機関協力金ということで4年度当初は500万円載っておったのがなくなっているということであります。それで、これがコロナの関係でないということで、それではいよいよコロナウイルスがなくなったわけではありませんので、5年度についてのコロナの対策というものについてはどういふふうにお考えでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 令和5年度の対策としましてワクチン接種ということがありますがけれども、国から令和5年度の方針打ち出されまして、令和5年度の5月8日から8月に高齢者と基礎疾患がある方を対象にワクチン接種を行うと。それから、9月以降の秋に5歳以上の対象者全員にワクチン接種ということの方針が打ち出されたところでありまして、現在5年度の予算というのはありませんので、まず5月からのワクチン接種につきましては、今6月に実施したいと思って計画を立てているところでありまして、その金額につきましては補正なり、あるいは専決なりで対応していきたいと思っておりますので、そのとき

にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 分かりました。そのとき対応するというものであります。

続いて、予算書31ページ、企画のほうにちょっとお伺ひします。予算書31ページ、目8の企画費の節12と節14、まず委託料と工事請負費ですが、これ恐らくパーキングエリアだというふうにおもひますけれども、まず委託料のほうからお伺ひをしたいと思ひますけれども、5年度についての事業内容、5年度には、5年度末にはこういうふうになっていますというようなことでちょっとお話を伺ひたいと思ひます。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいま委託料の部分でのご質問でございました。この予算書でいきますと、委託料としまして1億2,409万8,000円という数字が入っておりますけれども、こちら内訳の中にふるさと納税、産業課所管の部分ですとか総務課所管の情報公開等制度運用事業、こちらのものも含まれているということになりますので、企画課の部分でいきますと9,504万8,000円、こちらがまず企画課所管の委託料ということになります。ただいまご質問いただきました測量調査等委託料、パーキングエリアタウン整備事業に係るものになりますけれども、測量調査等委託料の項目に掲げておりますのが一応4,400万円予算計上させていただきました。この中には3つの項目で積算させていただいております。まず、1つ目としましては、建物の建築の基本設計が1つ。2つ目としましては駐車場、外構土木実施設計、こちらが2つ目となります。あと、3つ目としましては地質調査、こちらも行いたいということで、この3つの項目を総額で4,400万円という想定をさせていただいております。5年度末の姿をというようなお話ではありましたが、建築基本設計の部分と駐車場、外構土木実施設計、こちらにつきましては5年度中の完了とはならないであろうと、そういった見込みを立てておまして、債務負担想定をさせていただいて、6年度中に完成見込みというふうはこちらでは計画をさせていただいております。その金額になりますけれども、建築基本設計の部分でいきますと総額で3,000万円予定しております。ただいま申し上げましたとおり債務負担想定でありますので、5年度分にお支払いする金額としましては、前払い金相当ということで1,200万円予定をしております。あと、駐車場、外構土木実施設計のほうであります。総額で4,500万円想定をしております。こちら5年度分の支払いということでは前払い分の40%、1,800万円を予定をしております。合わせまして3,000万円という想定でございます。あと、そのほか地質調査、測量、地盤解析調査のほうで1,400万円というふうに見ておりますので、合わせまして4,400万円の予算計上とさせていただいております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1 番、本間知広委員。

1 番（本間知広君） 事業概要、パーキングエリアの概要の最後のほうです。事業スケジュールが載っております。この中に事業者の公募及び選定ということで載っておりますが、これについては委託ということによろしかったのでしょうか。これも入っているということによろしかったのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

この委託料、パーキングエリアタウン計画整備委託料という位置づけをさせていただきまして、ただいまご質問ありました事業者の選定、指定管理候補者の選定の部分というのも委託料の中に入れてございまして、指定管理候補者の選定支援業務、こちらの委託料としまして2,000万円ほど予算化をさせていただいております。この中には、当然のことながら指定管理候補者、指定管理候補者を選定するための募集要項ですとか、そういった作成業務等もありますし、そのほかに建築基本設計発注に係る支援、これまでも説明等もさせていただいておりますけれども、実際そのパーキングエリアタウンを運営される民間事業者がお持ちの運営ノウハウですとか開業後の運営ビジョン、そういったものを建築基本設計に反映させていきたいという計画を持っておりますので、選定がされた候補者と建築基本設計発注の支援業務という、すみません、勘違いしておりました。選定をされました候補者と設計支援業務の委託を結ばせていただきまして、基本設計のほうにいろいろと意見等を頂戴をすると、意見反映をさせていただくといったことを想定しております。そのための委託料ですとか、あとはその後開業準備、開業に向けての様々な準備業務が出てまいりますので、開業準備についての別枠での委託と、そういったものも全て含みまして2,000万円ということで予定をさせていただいております。あと、そのほかに実際そのパーキングエリアタウンの用地として取得させていただいた土地がございますけれども、そちらの維持管理委託料、衛生管理部分でありますけれども、例えば草刈りですとか、そういったものをするための予算として100万円想定しておりますので、合わせまして2,000万円と100万円、2,100万円といったものが委託料の中にも入っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） その中で、指定管理候補者選定支援ということで2,000万円ということでお話あったかと思っておりますけれども、実際やっぱりちょっと高いかなという感じもしないでもないのですが、選定業務の内容ですとか要綱、制度の設計ですとか、公募するに当たっての段取りということだと思います。それで、ぜひということなのですけれども、やはり話題になっているといいますか、はやっているといいますか、いろんな視察に行って思ったことなのですが、そういうところにはそういうアイデアマンみたいな、やっぱりそういう人がいらっしゃるのです。なので、そういった方がやはり来ていただけるとすごくいいのかなとは思っているのですけれども、やるからにはやっぱりそういう方にぜひ来ていただきたいというふうに思います。

それで、その事業スケジュールですけれども、またちょっと戻りまして、今いろいろ説明ありまして、建築基本設計業務発注というのが脇に書いてありまして、要するに事業者の選定を行った後にそういったことを行うのだと、たしか3月の補正でも4,100万円でしたか、建物の基本設計については指定管理者が決まってから行うという話でありまして、5年度中にはできないので、6年度にまたがるという理由も恐らくそこら辺が絡んでいるのかなと、要するに始める時期がちょっと年度中ずれ込む、遅い時期ですので、そういう形になるのかなということで思っているのですけれども、これちょっと次また伺いますが、工事請負費もございまして、こちらについてもそういったものというのがあるのでしょうかということでもちょっとお伺いをしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

すみません、1つ、基本設計業務の関係になりますけれども、基本設計業務を請け負っていただく事業者を決める時期としましては10月くらいを予定しております、その後に指定管理候補者を選定をすると、そういった流れ、基本設計業者を決めて、候補者が決まるのをまず待つといったようなことで今想定はしておるところでございます。これまで説明したものと少し変わっているのかもしれませんが、現時点ではそういった想定をさせていただいております。

あと、工事費の部分のお尋ねもございました。工事請負費では1億950万円でございますけれども、パーキングエリアタウン整備工事費でいきますと1億500万円予定をしております。この中には4項目ほど工事想定をしておりますけれども、現在国道345号線の道路改良工事、山形県さんのほうで進めておりますけれども、それに合わせて道路占用物件の埋設工事を町の事業としてさせていただいております。来年度はそれに引き続きまして、県道路改良工事以外の部分といいたししょうか、外側の、町単独発注となりますけれども、上水道管の埋設工事、下水道管埋設工事、農業用排水路整備工事、あと敷地の盛土工事、この4本予定をしておるところでございます。詳細については割愛させていただきます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 時間もないので、あれですけども、要するに5年度、今の説明でしますと、5年度末には要するに指定管理者が決まると、5年度末、候補者が決まると。現場についてはインフラ、管の移設が終わって要するに敷地に盛土がなされているという感じのイメージで何となくできたのですが、事業的に遅れないようにやはりしっかり今後も取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

委員長（那須正幸君） これで1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 東京では桜の開花が宣言されたというニュースでありました。今朝、私朝外に出ましたら、外置きの車の屋根、窓、びっしりと霜が降りてございました。非常に今時期寒暖差、春の3K、寒暖差、花粉、黄砂だそうです。私も花粉に非常に弱くて、途中くしゃみなど出ましたらご容赦いただきたいと思います。

それでは、ページ数11ページの歳入から、11ページ、町税、目の2法人の4,702万円、前年度と同じです。これのご説明をお願いをいたしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 法人税につきましては4,702万円、現年の課税分として4,700万円、滞納繰越分として2万円計上しております。現年課税分につきましてはですけども、243法人、4,700万円ということで前年度同額としております。そのうち法人税割、こちらは法人の所得に応じて課税されるものでございまして、説明にございますとおり2,280万円を見込んでおります。均等割については、法人の所得に関係なく、資本金、それから従業員数に応じて課税をされるもので2,420万円、こちら合わせて4,700万円としたものでございます。令和4年度3月補正におきまして、大企業法人の法人税が控除だったためということで500万円の増額補正をさせていただきました。法人税というのは、それぞれの決算によりまして確定する

ものために把握が非常に困難だということもありまして、前年度と同じ試算をさせていただきました。今後もこの動きには注意していきたいと思います。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。個人のほうは、コロナ禍ということでありましょうか、150万円の減額計上でございます。法人に関しては、そのとおりということですので、税金に関してはなかなか繊細な事項があるとは思いますが、法人数の243のうち、いろいろと区分があるようでございます。資本金が1,000万円以下、資本金が1,000万円から1億円の間、1億円以上、もしよろしかったらこの区分での町内の法人がどれぐらいに分かれているか、もし把握ございましたらお知らせをお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 法人数についてお答えいたします。

まず、資本金が1,000万円以下の法人が157法人でございます。それから、1,000万円以下を除いて1億円以下の法人が57法人でございます。それから、1億円以上の法人が29法人、合わせて243法人となっております。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 分かりました。ありがとうございます。この243法人の営業努力で前年度は予算よりも増額の税収があったというご説明でございました。今現在やはり諸物価高騰及びコロナ禍というような中での営業は非常に困難があるのだと思います。先ほどもご説明ございました、動向を注視をするということでございますが、非常に先ほども申しました繊細な部分もあると思いますが、このコロナ禍でもやはり町の法人の方々は頑張っているという認識を私受けましたけれども、この点感覚としてはいかがでございますか。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 町民課サイドのほうでは、やはり法人税の額により判断することしかできなくて申し訳ありませんけれども、3月の補正で法人税を増額したという結果もございますので、町の企業の皆様からは非常に努力していただいていると思っております。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 遊佐町の基本となるべき事柄ですので、今後とも頑張ってもらいたいと思いつつ、この項は終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、次のページ、12ページの項4たばこ税が前年度と比べると100万円の増額となっております。健康志向がかなり高まっていると思われつつも、さらには税金があまりかからないような電子たばこの的なものも非常に多くなっていると思います。これの昨年度の動静からと思いますが、どのような状況下でプラス100万円ということになったのかご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） たばこ税の増額の要因ということでございますけれども、おっしゃるとおりた

ばこ税は前年比100万円増の5,000万円として計上しております。たばこ税は、1本につき6,552円の税額ということでございますが、たばこ税の増税というのがずっと続いておりました。そのため一時は喫煙人口の減少というのが明らかであったかと思えます。ですが、令和3年度からですけれども、消費本数が前年比の0.7%増、令和4年度に関しても12月において既に昨年度同月の消費本数を超過しております。そのため、令和4年度は5,400万円を確保できる見込みであります。このことから令和5年度も急激な落ち込みはないと見まして、前年度から100万円の増額ということで判断させていただきました。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 健康福祉課のほうでは、健康マイレージ事業で禁煙を勧めているにもかかわらず、やはり嗜好とでも申しましようか、痛しかゆしのところが非常に大きいと思います。去年も私これはご質問させていただきましたけれども、体に注意して嗜好のほうやっていたいただければと思いつつ、この項は終わります。ありがとうございます。

続きまして、22ページの財産貸付収入の説明でいうところの広報広告掲載料12万円、これの説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

広報広告掲載料12万円のご質問でございました。この名のとおり、遊佐町の広報紙のほうに広告を掲載するために料金を頂戴しておりますので、そちらの年間の見込額、低めに抑えておりますが、12万円予算計上をさせていただいたものでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 昨年度の広報を少し読み直してみましたところ、掲載されている月と掲載されていない号と当然ございました。この掲載に際して、当然申込みだとは思いますが、申込みをする際の资格的なものはあるのでしょうか。例えば町内にある方とか町内の企業とか、そういう资格的なものはございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

広報掲載に当たっての资格的なものはありますかというお尋ねでございました。こちらのほうには遊佐町広報有料広告物取扱要綱というものがございまして、その中の第3条のところに広告申込者の制限という項目が設けてございます。広告を掲載できるものという書き方になっておりますけれども、1番目としましては遊佐町にある事業所、営業所、商店、団体となっております、2つ目としましては営利を目的としない団体といったことで要綱のほうに定めてございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今営利を目的としないというふうに私聞こえましたけれども、営利を目的としないということは間違いございませんか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） この取扱要綱でいきますとその項目、営利を目的としない団体といったものも

対象となるということで記載がございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 営利を目的としない団体というご説明ですけれども、私、広告実際見ましたら、これに抵触するかなと思われるような気がしておりましたけれども、最終的に掲載判断はどちらのほうでやっていたらっしゃいますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） この要綱で申しますと、広告掲載の決定につきましては遊佐町広報委員会に意見を求めるといったことができるといったことで記載がございますので、担当の段階で迷った場合には広報委員会に諮るといったことも想定をされております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今までどれぐらいの件数その広報委員会にかけられたか、把握はございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

何件ほど検討に上がったかということに関しましては、数字的なものは把握してございません。ただ、現在の担当に聞いてみますと近年そういった事案はなかったと、申請があったものは基本的には内容を確認をした上で掲載をしているということでございます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 要綱に営利を目的としないという文言があるということを知りて少し違和感を感じた次第でございます。これは、料金は大きさによる、大きさというか、掲載する、占有する面積なのでしょうか、それとも字数なのでしょうか。写真も入っていましたので、字数だけということではないと思いますけれども、どのような基準で料金設定がされておりますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 料金についてのお尋ねでございました。料金表というものもホームページのほうでも公表させていただいて、そちらを見ていただいた上でお申込みいただいているということになりますけれども、広報ゆざとお知らせ号のほうでは若干料金はお知らせ号のほうがお安く設定はなっているようでございますけれども、基本的に広報ゆざ1日号のお知らせ欄に載せる場合でありますけれども、全面といたしましうか、1ページを全て使って広告を載せる場合は8万円でございます。その大きさといたしましうか、サイズによりまして料金が変わってくるのですが、例えば2分の1ページであれば4万円、4分の1ページであれば2万円というふうにだんだん下がってまいりまして、やっぱり多いなと思っているのは8分の1ページの方の申込みが、8分の1ページを広告掲載として選ばれる方も多いようではございますけれども、こちらは1回で1万円という設定とさせていただいております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 全面広告で8万円というご説明でした。その後に4万円、2万円、1万円とい

う区別というご説明、分かりました。今まで全面広告ということは、私の記憶ではないような感じですが、ありましたでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 実は私の記憶としても全面の広告は近年見ていないなという、そういう感覚でございまして、そこまでちょっと把握はしてございません。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 町の広報紙ですので、有料で広告を載せる、これも一つの方法でしょうけれども、やはり広く町民の皆様にご利用していただくために枠を1つ取って、どなたでも掲載できる枠というのがあってもよろしいかなと思います。あくまでも町民のための広報紙ですので、有料もこれは有意義でしょうけれども、広告として無料のスペースもあってよろしいかなと思っております。検討の余地はございませんでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 誰でも載せられるような無料スペースも設けてはというご意見でございました。現状の要綱でまいりますと、そういった設定はされていないわけではありますけれども、ちょっと話が変わるかもしれませんが、雇用の広場の部分については無料で載せさせていただいているといったこともございますので、再度内部のほうでも検討もさせていただければと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） やはり町民の皆さんが有効に利用できる広報紙であってほしいという願いを込めまして、この項は終わります。ありがとうございます。

それでは、続きまして28ページの一般管理費のうちの節8旅費260万9,000円、職員一般研修旅費等、これのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） こちらの旅費になりますけれども、普通旅費、費用弁償、研修旅費ということで3つ分含めた金額になっております。普通旅費につきましては、総務課で管理する部分の職員の旅費、あとは各課に配当する分ということで合計で200万円の予算。費用弁償につきましては、会計年度任用職員さんの通勤費分の費用弁償。それから、職員一般研修旅費につきましては県の職員研修所における研修、宿泊を伴う研修でございますので、そういった場合の旅費、それから千葉にあります市町村アカデミーというところに行く研修旅費等を計上をしております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます、今千葉のほうというご説明ございました。コロナ禍で行動制限が取られていましたけれども、マスクも外してもいいというような、行動制限が緩和されてきましたので、講習を受けるのも非常に受けやすく、受けやすくなったと言ったのは語弊あるかもしれませんが、活発な講習を受講するという機運にあると思われれます。各課ということですが、各課でやはり講習をぜひ受けてくれというようなことはやっていらっしゃると思いますが、この金額で果たし

て千葉、山形等々充当できるという見込みで計上されているということでよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 人数につきましては、千葉の研修所の分は1名分、それから山形の研修所の分につきましては管理職になったときの研修、係長になったときの研修、一定の年数が経過した方の研修ということで対象の人数大体分かっておりますので、それを積算した分となっております。ただ、先ほど委員もおっしゃられたとおり、コロナ禍において実際に現地に行って研修して効果のあるもの、あるいはウェブでも十分効果が発揮できるものと、研修の内容によっては旅費の発生しない分もございますので、その部分については若干例年よりは少なくなっているのかなと。どうしてもやはり研修の中で各市町村の職員が集まって、よくあるのですけれども、グループをつくってその中での話し合いだったり、その中でいろいろ政策を決めていったりというような研修につきましてはやはりウェブではできませんので、実際に研修所に行って宿泊を伴うような研修になってしまうのかなと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私もそんなに多くはありませんけれども、研修を受けた経験ございます。やはり全国から集まってきて、全国の方々の違った行政地での意見交換等々は非常に有意義だと思いますので、ぜひこちらのほうを有効に活用していただきたいと思います。

続きまして、14、工事請負費825万円、これのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 工事請負費でございますけれども、新庁舎のほうに電気自動車の急速充電器を設置する工事になります。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 急速充電器というご説明でございました。今現在電気自動車関係の充電設備という、遊佐町、充電設備というインターネット検索をかけると、今現在ふらっとと遊樂里の2か所が検索で出てきまして、ふらっとは出力が25キロということが書いてありました。その出力によって充電時間がかかり違ってくるようでございますが、今回設置予定の急速充電設備は何ワットの出力を有するものでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 今回予定のものにつきましては、50キロワットの予定です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 50キロワットで、いろいろ条件があるようですけれども、50キロワットで大体6時間くらい充電すると電気料金が600円くらいかかるというようなことが記載されているサイトもありました。これは、その条件によって随分と差が出るようでございます。この825万円という金額は、町単独で持つという理解でよろしいでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 国庫支出金の中で、ページでいくと予算書上の17ページ、国庫補助金、1、総務費国庫補助金ということで、2番目にクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金ということ

で310万円予算化しておりますけれども、こちらの国庫補助を使いながら整備をする予定にしております。  
以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ごくごく普通のご家庭でも電気自動車は今普及しているようでございます。それで、ごく普通の家庭では自宅の壁、車庫に近いところから200ワットの電源で充電をするというタイプが主流だということですが、今回町所有の車1台に対して急速充電設備を設ける。当然町民の方、もしくは来庁された方の利便性も考慮した上でこの大きな急速充電器を設置するという理解でよろしいでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 一般の人の利用に関してはこれから検討が必要かと思っております。来年度の予算につきましては、電気自動車1台ということでの予算計上ですけれども、今後につきましてはCO<sub>2</sub>削減の観点からいけばどんどん電気自動車を増やさないといけないのかなと、そういったことに対するいろんな補助もあるようですので、そういったものも利用しながら増やしていく時代になろうかと思っております。一般の人への開放については検討しながら、一定ふらっとあたりのような協力金というような形でもらいながら、もし使うとなればそういった状況になろうかと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今現在は、町で所有する電気自動車のみの対応という理解をしましたけれども、今課長ご説明、今後電気自動車を増やす傾向、増やすということでございます。しかし、1番委員のときの説明で走行距離に若干の難があるというご説明でございました。そうすると、なかなかあっても使いづらい、特にインターネット上だと冬場に非常に電気の関係で走行距離が短くなるというような投稿も見られます。将来的な見込みはそうでしょうけれども、徐々にという、今回のやつは試験運用的な購入と考えてよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 試験購入というか、当然そういう時代ですので、CO<sub>2</sub>削減という時代ですので、役場で、そういう公共的なところで一切使わないというのもどうかと思っておりますので、試験的と言われれば試験的ですが、これからは当然電気自動車が、メインになるかどうかはちょっと微妙ですが、今の状況では電気自動車にも取り組んでいく必要があるのかなと思っております。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それこそ我々の行動は、全て税で賄われていると思ってございます。町の皆さんに説明がつくような使い方をぜひしていただきたいと思って、この項は終わります。よろしく申し上げます。

続きまして、32ページの説明からいかせてもらいます。地域おこし協力隊起業等支援事業補助金、前年度と同じく200万円計上されております。これのご説明をお願いをいたしたいと思っております。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

地域おこし協力隊起業等支援事業補助金200万円でございます。こちらにつきましては、この補助金の目的から若干説明させていただきますけれども、隊員の起業等を支援するとともに、最終的には本町への定住、町の活性化を図ることを目的としまして補助金制度を設けてございます。対象者といたしましては、任期の終了日から起算して前1年以内に町内で起業等を行う者、あともう一つが任期終了の日から1年以内に町内で起業等を行う者と、いずれも任期終了の翌日から1年以上町内に定住する予定の者を対象者とさせていただきます。来年度の200万円の計上の根拠となりますけれども、来年度で任期満了となる隊員が3名おりますけれども、自ら事業を行いたい、起業したいといったような意思がある方がそのうち2名いらっしゃいましたので、それぞれ100万円ずつの200万円予算計上させていただきました。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） この2名の方、どのような事業かはまだ分かっておりませんか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

現在も隊員として活躍いただいておりますので、様々職員との意見交換なり、任期終了後のお話なども当然させていただいているわけでありましてけれども、現時点では私の中ではちょっと詳しく把握していないものですから、申し訳ございませんが、控えさせていただきたいと思えます。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それこそ任期終了後に当町でご活躍していただきたいと非常に心から思うものであります。

それでは、続きまして33ページの9、電子計算費、節17の備品購入費570万円、電算機用備品購入費等、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 備品購入費の中身ですけれども、庁舎内で使っておりますパソコン40台、こちら418万円、それからDX推進のために来年度プログラミングの講習会を予定しておりますので、そちらで使うパソコンを10台、講師用を1台含めて11台になりますけれども、そちらで152万円ということで合計570万円ということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） パソコン、これはどの程度のスペックというか、性能を持っているものなのか把握は、というか金額を出す際にどのような感じのものか把握はございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 詳細な仕様書の仕様の中身についてはちょっと今資料がないので、お答えできませんけれども、入札で購入しているわけですが、その際はCPUの性能、それからメモリーの大きさ、記憶媒体の容量、それからいろんな接続の関係等々、一定の基準を示しまして入札をしているところでございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そんなに安い金額ではないので、最大限効果的に使用していただきたいと思えます。

続きまして、42ページの3、児童福祉施設費、節10の需用費の中の賄材料費1,878万円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この賄材料費につきましては、保育園3園で給食を出しているわけですが、その給食の材料費ということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 3園での給食の材料費ということでございます。当然3園で使う材料は、地元産品を主にしたものという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） できるだけ地元産品ということで、吹浦であれば例えば吹浦の農協のAコープとか魚屋さんとかを使っておりますし、遊佐保育園、藤崎保育園であれば斎藤鮮魚店とかグリーンストアとかAコープとかを使っているところであります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 発注する際に、この1,878万円という金額の中で発注するわけですから、値段を設定しての注文、もしくは注文したものの積算で計算する、どちらでしょうか。例えばの話、ジャガイモを1キロ100円で売ってくれないとか、そういうことなのか、ジャガイモを1キロ買ったら150円でした。その積み重ねがこの材料費の中の積算になるのか、どちらの方法でしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 一つ一つの材料の積算というわけではなくて、前年度のいわゆる見込み等を参考にしながら金額を出しているということでもあります。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 農産物も今肥料ですか、肥料が非常に高くなっているということが言われていますので、この材料費もかなり前年度と比べれば高くなるということが考えられます。食は、それこそ我々生命を維持する基本中の基本だと思いますので、子供たちがおいしく、健康的に生活するための必要不可欠のものだと思います。ぜひ1,878万円、これに収めるということではなくて、必要であればそれ以上ということをお願いをしたいと思いますが、いかがでございますか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 令和4年度の見込みとしましては、今のところ1,720万円ほどかかる見込みでありまして、この予算でいけばかなり余裕のある予算を今計上しておるところであります。材料費等少し上がったのにも一応対応できると考えております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今のご答弁で非常に納得をいたしました。よろしく申し上げます。

続きまして、45ページの保健衛生総務費の中の18、負担金補助及び交付金の中で骨髄移植ドナー助成金14万円、前年度と同じでございます。これについてご説明をお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この助成金につきましては、骨髄移植される方、いわゆる提供する方につきまして、骨髄を取るというときには数日間職場を休まなければいけないということになります。職場のほうで休んだ期間の補償が出ればいいのですけれども、もし出なく、給料が減ってしまうというような方に対して、1日2万円の助成をするという事業であります。一応見込みとして1人ということでの7日間ということで見ているところであります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私の知り合いの方が骨髄のドナーとなりまして、移植の件についてお話ししてくれましたが、非常に大変だったというようなお話でした。非常に大変だということですので、こういう補助が出るのでしょうか。今現在当町で骨髄ドナーに登録をしているという把握はございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 登録されている方については、こちらのほうではちょっと情報は持っていないというところであります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 健康が一番ではございますが、私もいろいろと経年劣化が激しく、検査で病院に検査入院をしたことがございます。そのときに高額医療等々の説明の際、町での補助等説明がございました。当然そういうドナーがこういう状態になると想定されるところに町で補助が出るという情報提供はなされていると思います。非常にドナーがいれば助かるというような時代ですので、ぜひこれを活用してもらいたいとは思いますが、これの近年の実績等はございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 近年、最近につきましては、この助成金を利用した方は残念ながらいらっしやらないということです。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、66ページの消防施設費の節14工事請負費、防火水槽設置工事費1,700万円計上されています。昨年よりも随分と増額になってございます。これの説明をよろしく願いいたします。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） まず1つは、昨年当初よりはいろいろ物価、賃金等が上がったということも1点ございます。それから、もう一点としましては、来年度、令和5年度に予定しているところすけれ

ども、全く新しい場所に設置をすると。今までですと既存の防火水槽の改修等での工事だったのですけれども、今回はまるっきり新規のところに設置をするというところで金額が多くなっております。防火水槽本体の予算としては1,300万円、それから今既存の防火水槽を解体して撤去する費用で300万円、あと臨時対応のための100万円ということで計上をしております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） この防火水槽について、設置基準的な定めはあるものですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 基準というか、量的には40トン以上ということでの基準があるようではありますが、実際それを満たしている防火水槽、遊佐町全体で238基の防火水槽がありますけれども、その中で公設の防火水槽がそのうちの223、その223のうち40トン未満というのが20ございますので、そういったところの改修。あと、蓋のない防火水槽がまだ36基ほど残っておりますので、そちらの改修を今後も続けていくことになろうかと思えます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今私このところに、2022遊佐町の統計を手にしてはいるのですが先ほど課長がご説明いただいた数値とこの消防施設、消防ポンプ自動車6台、小型ポンプ積載車22台等々記載されている中で防火水槽40立方メートル以上、公設という欄に記載されている数値が若干違うようにも感じました。でも、今課長がご説明していただいたのが正式だとは思いますが。それで、多額の金額をかけて防火水槽を設置するわけですが、当然消火栓があれば消火栓から放水ということでしょうけれども、この場所についてはやはり消火栓が付近にない場所だという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） ちょっと消火栓と防火水槽の関係性については把握しておりませんが、必ずしも消火栓があればいいということではなくて、その状況に合わせて、あるいは歴史的なところもあるかと思えますけれども、現実うちの近くには防火水槽と消火栓両方あるところもございますので、そういう基準はないのかなと。

それからもう一点、先ほど防火水槽のところでは40トン未満の数、有蓋、蓋つきの分だけお答えしていただきましたので、40トン未満は蓋なしの分も含めると24基ということになりますので、訂正させていただきます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 消火栓は当然水道管から消火水を、消火水というか、水を持ってくるわけですが、防火水槽の水というのは、基本これは雨水という理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 蓋つきのものについては雨水入りませんので、消火栓等から補給してということになろうかと思えます。当然蓋のないやつについても少なくなれば雨水だけでは足りないのかなと思

ますので、消火栓等から補充をすることになろうかと思えます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） そうしますと、今度新設をするものについては水道から水を供給している水槽だという理解でよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 供給するというか、最初入れれば次に使うまでは基本的には補給は必要ありませんので、常時補給ということではありませんので、水道から満タンにするのが、水道というか、消火栓から満タンにしていくのかなと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 先日も吹浦地区で火災が、火災というか、野火があったように記憶しております。いち早く消せるようにこの防火水槽等々の設備をよろしく願って、私の質問を終わります。ありがとうございます。

委員長（那須正幸君） これで3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

休

憩

委員長（那須正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（那須正幸君） なお、池田副町長は所用により欠席となりますので、報告いたします。

直ちに審査に入ります。

4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私のほうからは、29ページになりますが、佐藤政養史料調査事業負担金、こちらについてご説明願います。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） こちらの佐藤政養の研究に係る費用ですけれども、これまで四大祭につきましては企画課のほうで所管をしておりましたけれども、来年度から総務課のほうに所管を移行して事業を実施することになりましたので、総務課のほうに予算づけになったところでございます。この費用につきましては、これまで佐藤政養の資料等の収集、それから整理等に係って使ってきた費用、増田先生のところにいろいろ助言等をいただきながら整理をしてきたわけですが、まだまだいろいろ調べ尽くせていないところもございまして、それに係る費用ということで計上をしております。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 昨年は150年の節目ということであったわけですが、まだまだ尽きないというふう

なものがあるということになるわけですね。了解しました。よろしく申し上げますというふうにして申し上げておきます。

次に、32ページ、空き家の関係でお尋ねします。ここには空き家関係の事業が何本も並んでいるわけですが、空き家の利活用ということが町民の間でも必ず集まれば話題になります。そういうことで、この利活用について来年度予算で目玉というか、抱負というか、そのようなものがあればお伺いしたいと。金額的な増減も含めてお願いします。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

こちらでいきますと、企画課のほうは空き家の利活用ということで取り組まさせていただいておりますけれども、来年度予算的に新たに盛っており、予算化したものがございますので、そちらの説明をさせていただこうかなというふうに思います。今ありましたとおり、32ページの上から6つ目でしょうか、定住住宅空き家利活用事業補助金800万円という数字ございます。こちらにつきましてですけども、この800万円の補助金をI J Uターン促進協議会、こちらのほうに補助金として支出をさせていただくものでございまして、促進協議会が改修する空き家活用候補住宅の水回りですとか内装ですとか屋根、外壁等設備の改修工事を町内事業者に発注して行う事業に対して補助をしているものでございます。5年度、この800万円を使って計画している事業としましては、現在お試し住宅が町内に1棟しかないということになっておりまして、お試し住宅を新規に1棟整備をしたいという想定をさせていただいております。そちらの整備費用で使わせていただくものとなりますけれども、こちらにつきましては遊佐町らしさ、そういったものを取り入れながら、町民の皆様からも参画をいただきながら、お試し住宅を新規整備をしたいというものになります。町民対象でDIY講座、そういったものも取り組まさせていただいて、町民の皆様からもお試し住宅整備に携わっていただきたいといった思いがございまして。現在1棟ということもありますし、利用率もちょっと低下気味だなということもありますので、新たに1棟整備をさせていただいて、町外の方から利用したくて遊佐町に来ていただけるような住宅のほうに整備、改修をしていきたいなというふうに思っております。その事業をやるに当たりましては、事業者さんの力をお借りをしてということになりますけれども、プロポーザル方式によりまして業者の方を選定をさせていただいて、その選定された事業者さんからは設計とか家具とか備品の準備等を担っていただくということを想定しております。ただ、実際の工事に関しては地元の業者さんを使わせていただくという予定とさせていただいております。いずれにしても、遊佐町に来ていただいて、遊佐町の様子を体感していただくと、移住につながっていただきたいということでありますので、このお試し住宅の改修事業が来年度の目玉事業になるかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） どうもありがとうございました。40ページにはシルバー人材センターの関連で空き家関係の事業費の補助金がありますし、農林の関係でもうそういった新規就農者の関係ということで空き家というものがあつたと思います。それで、空き家のうちでもやっぱり一番問題というか、厄介だと思われるのが空き家解体の関係かと思います。こちらが79ページになりますので、これについてもそのご説

明をお願いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 空き家対策の危険空き家の撤去事業ということになりますけれども、こちらの中身についてお話をさせていただきます。平成29年からこの危険空き家の事業を行っておりますけれども、これまでなかなか利用が少なかったということもありまして、昨年、令和3年度から補助の対象を非課税世帯から非課税世帯の方という条件を除いて、また非課税世帯には上乗せで支給というような要綱の改定を行いまして、利用の実績がそれなりに出てきております。来年度、令和5年度の予算につきましては4件分ということで、満額の助成で60万円になるのですけれども、60万円のが2件で50万円のものが2件ということで合計で220万円を計上をしております。ちなみに、今年度の実績につきましては、現在は3件の補助を支出しているところでございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 令和2年度からその補助を始めたという今のご説明でしたが、どうでしょう、補助金額はどういう、やっぱり増加傾向にあるのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 制度が始まったのは平成29年になります。平成30年、令和元年、令和2年については実績がございませんでした。令和3年度に先ほどお話ししたように要綱を少し変えまして補助の増額を図ったところ、利用が増えて、令和3年も3件に増えて、今年度についても3件終了しているような状況になっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 金額というよりもその件数、件数がそういうふうにして実績として3件ずつあって、今年はずっと多い4件を見込んでいるというふうな説明だったと思います。

以上で空き家のほうは終わりました、人工透析に関してお尋ねします。39ページです。ここに交通費補助金というのがありますが、先日の補正予算で委託料の減額の補正予算があったわけですが、透析に関してはどのような予算の仕組みになっているのか、このほかにまた委託料として従来どおりのあれが来年度もあるのか。あと、そのほかのこの補助金なのかというその辺の説明をお願いします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） 透析患者の医療機関への通院ということでの補助という形になりますけれども、まず委託料のほうにつきましては自分で運転して行けない方について、いわゆる町のバスを利用して医療機関のほうに送迎するというのが委託料になります。ただ、当初予算、委託料のほうにということで金額は載せていますけれども、当初は業者委託ということを考えていましたけれども、令和5年度につきましては会計年度職員で運転手を採用することに決まりましたので、町のバスについてはその会計年度から運転していただいて、透析の患者さんを送迎ということになりますので、まず委託料からの支出は予定していない状況にあります。今回の交通費補助というのは自分で交通機関を利用して、あるいは自分で車を運転して医療機関のほうに通院している方に対しての補助ということになります。金額につま

しては、15キロ未満が、月ですけれども、1,500円、30キロ未満が2,000円、30キロ以上3,000円ということになります。対象につきましては、障害者手帳を交付されている方で所得税が非課税の方ということで、今現在9名の方が該当しておるところです。

以上です。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 透析患者については、そのようにして運転できるか、自分で行けるかどうかというものの違いであるということは理解いたしました。

次に、やはり福祉の関係だと思われませんが、これは42ページの一番上になるのですが、計画策定実態調査業務委託料等ですか、これはどのような事業になりますか。42ページの一番上です。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この456万円、委託料の内訳としましては、施設管理の委託料と相談業務の委託料ということでそれぞれ51万3,000円と3万5,000円、それからここに載っています計画策定実態調査業務委託料というのは、子ども・子育て計画というのを立てることになっていまして、それが令和6年度からの5年間の計画になります。その計画は来年度、令和5年度に立てなければいけないものですから、その計画を立てるための委託料ということで300万円を予定しておるところです。そのほかには、その委託料の中にはすくすくゆざっ子支援金給付業務ということで、これまでICTのほうで手作業で給付業務をしておったのですけれども、今回担当のほうで給付できるようにということでツールを業者のほうに委託しまして、いわゆる担当のほうで給付業務もできるようにするためのツール作成ということで88万円、それからそのツールのシステム保守ということで13万2,000円、合わせて456万円ということになります。

以上になります。

委員長（那須正幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 終わります。

委員長（那須正幸君） これで4番、佐藤光保委員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 3月の中旬、下旬、毎年ですけれども、いわゆる部落総会、集落総会の時期であります。恐らくこの前の土日、そして次の土日が開催のピークになるのではないかなというふうに思っております。そういうこともありますので、この時間はそういうことも意識しながら質疑をしたいと思っております。ほぼ全ての集落と言っていると思うのですけれども、やはり年々役員の成り手が減ってきて、経費が減らない割に会費収入が減ってきているという事情というのはほぼ該当するのではないかなというふうに思っております。そうした中で、やはりいろいろ今まで頑張ってきて集落を、自治会を運営してきた部分が限界を迎えているということもここ一、二年ひしひしと感じるようになってきております。

最初に、企画課長にお尋ねいたします。町の広報、1日、15日、そして議会だよりも数か月に1遍それに挟まれるわけでありましてけれども、その配布に係る経費、もうちょっと具体的に、さらに正確に言いますと、集落内、自治会内で個別に配達するのに係る経費、そのお金というのはどこに入っていますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えしたいと思います。

こちらで各集落、区長連合会さんのほうにお支払いしている分としてご説明させていただきますけれども、報償費ということで事業協力謝礼、こちらは「県民のあゆみ」の配布謝礼ということになってございます。これでいきますと、報償費21万円となっておりますが、そのうち「県民のあゆみ」の配布謝礼としましては14万円、区長会連合会さんのほうに支出をさせていただいているということでございます。この費用につきましては、県からの委託金を頂戴しておりますので、県からの委託金が27万円、こちらの2分の1の金額ということで14万円予算化をさせていただいております。ちなみに、「県民のあゆみ」は年6回配布ということになってございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今の「県民のあゆみ」ということで教えていただいたのですが、すみません、これちょっと事前にお聞きすればよかったのでしょうか、当然町の広報と「県民のあゆみ」は同時に配られるというのは分かっているのですが、町の広報に関する部分という内訳はあるものですか、それともないものですか。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 町の広報の配布謝礼的なものとしては、企画のほうでは予算化しておりません。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 実際のところ区分けが難しい部分もあるでしょうし、もっと厳密に言うならば、議会だよりも配ってもらっているということになるので、議会費からもお出しする必要があるのかもしれないです、これ厳密に考えれば、問題の所在というか、私の言いたいことはそういう厳密な区分というよりも、先ほど冒頭申し上げました部落、自治会總會の話ということに絡めて申し上げるのですが、加入しない人が特に市街地を中心に増えてきているという話を聞いております。そういう方に関して、いわゆる町の広報等の配布がどうされるのかということが気になるのです。ひょっとしたら自治会、部落に加入していない人については配らないということがあってもいいし、あるいは加入していない人であっても、その地区の判断で配っているのかもしれないし、そこら辺役場としてはどのように把握、管理しているのかを確認したいと思います。

委員長（那須正幸君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） 部落、自治会のほうに加盟していらない方の場合の配布のお尋ねだと思うのですが、全て把握しているわけではございませんけれども、こちらで対応させていただいておりますのが、直接お申出があれば郵送なりさせていただくような形も取っている方もいらっしゃるというふうには把握はしてございます。自治会に加盟されていなくてもお配りしている集落も多分あるのかなというふうには思いますけれども、こちらでの対応としては郵送で対応といったことをしております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今のお話の感じからすると、多分実態の把握がまだされていない部分あるのかなというふうに思いました。私この問題は集落に入る、入らないのよしあしということではなくて、今の話

は。その情報があまねく町民に届いているかという観点でお聞きをしております。郵送だったら郵送なりに確実にそれが実行されているのか。申出がない人については郵送で行っていないのかもしれませんが、申出がなくて、かつ集落に入っていない、自治会に入っていないという人に対してどういうふうにアプローチするかというのはやはり確認をしていただきたいと思います。今年選挙の時期ということもあって、選挙公報の配布ということもひょっとしたら関係してくるのかもしれませんが、そこら辺はそれこそ取り残すことなく情報が伝わるように、多分私は基礎自治体としてのやっぱり最低限の務めだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。都市部によっては新聞折り込みで配っているからいいのだというところもあるようですけれども、やはり遊佐町のような自治体はそれはそぐわないと思います。新聞の購読率の問題ではなくて、やはり町民にはあまねく情報を伝えるということが大事だと思いますので、問題提起的に申しあげましたので、ぜひそこはご対応いただきたいというふうに思います。

次に、総務課長にお尋ねいたします。予算書ではなくて、もろもろの予算関係の資料と一緒に当初予算振興計画比較表というのを今回配っていただきました。それを見ると、町ホームページ更新事業の予算要求額が1,175万9,000円だったそうですが、査定後、皆減のゼロ円になっているということが記載されております。その説明には、ほか事業との調整による先送りというふうにあるのですけれども、このほか事業との調整による先送りというのは具体的にどういうことなのかを教えてください。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） こちらのホームページの更新の事業でございますけれども、来年度4月からLINEを始める予定にしております。そのLINEの情報提供の仕方ですけれども、LINEのシステムで完結する部分、それからそのLINEから町のホームページにリンクして情報を得るようにする部分等々ございます。最終的には町のホームページにリンクするところが多くなるのかなとは思っております。まずはLINEの安定運用を図ってからホームページのほうを改修したいのだということで考えております。特にリンクしたときにホームページの改修しながらですと、うまくいかない、不具合が出たりしたときにどちらの具合が悪いのかとかというのは出てこようかと思いますので、まずはLINEの安定運用を図って、その後ホームページで、ホームページにつきましてもスマホで閲覧するときに非常に見づらいというのは十分認識はしているところではございますけれども、ホームページとしての基本的な性能については今現在満たしているのかなと思っておりますので、まずはLINEを安定させてから、次ホームページのほうに取り組みたいということで先送りをさせていただきました。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、他事業との調整というのは、ほか事業というのはLINEの整備ということなのだと思います。ホームページの改修したほうがいいという話は今に始まったことではなくて、結構前から出ていると思います。特に私が印象深いのは、地域おこし協力隊の方からこの件について提言があったように記憶をしております。地域おこし協力隊の提言と直接関係あるかどうかはちょっと定かではないのですけれども、この議場でもしかホームページをよくしましょうという話が出て、それに対する当局の答弁は非常に後ろ向きだったような気がいたします。今の課長答弁で、今のホームページは基本性能は満たしているというお話でした。何をもち、どのレベルが基本性能なのかというのは非常に

またこれ議論の分かれるところなので、そこはちょっと置きますけれども、私が見て思うには、やはり情報量は少ないですし、あとやっぱりとにかくずらりと羅列しているので、見にくいですし、あと場合によっては、担当部署によってはほとんど情報を出していないようなところもあったりして、そう考えるとやはり改修が必要だなというふうに思います。LINEという話なのですけれども、LINEは別にいいのです。それを否定するわけではないのですけれども、ただその特性として部分しか見られないと思うのです。全体の網羅性ということにおいてはLINEは厳しくて、やっぱりそれはホームページにはかなわないと思うのです。ですから、LINEがあるからホームページはいいのだという話ということではなくて、大本の部分をしっかりしないと、幾らLINEでリンクといっても、やっぱりまずいのではないかなというふうに思います。そこら辺、これほか事業との調整は今年度こうだとして、これ来年度は、来年度の話をするのはこの予算ではふさわしくないかもしれませんけれども、あえてお聞きしますが、なぜかというところ、これ皆減になっていますので、ゼロ円になっているので、この経緯も含めてということなので、お聞きしますが、来年度はこれはホームページの更新を上げるという前提の皆減なのか、ちょっとそこら辺を。それとも、期限を設けず皆減なのか、そこら辺はいかがでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 基本的には先送りということで、来年度には要求をしていきたいと思っております。今お話に出ました情報量が少ないとか情報が出ていないというところに関しては、ホームページの機能ではなくてこちら側の運用の中の話ですので、ホームページのシステムを更新したからといって情報がいっぱい出てくるということではありませんので、そこはまた内部での話で、そこはちゃんとしてくださいよということになろうかと思っておりますけれども、今のホームページのシステムを導入してから十数年、15年ぐらいたっていますので、相当古いシステムということは重々認識しておりますので、ぜひ来年に向けては取り組みたいと思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 私もちょうと疎いので、情報の話と機能の話をごっちゃにしてしゃべってしまいましたけれども、なおさらその情報の部分は当局の問題だということであれば、それは手をつけやすいわけなので、それはむしろなくてはいけないという話ですよ。お金が幾らということではなくて、ほぼお金かからない、あとやるかやらないかの世界ですので、そういう部分を含めてのホームページのありようだと思いますので、ぜひそこは当局横断的にやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

次に、引き続き総務課長にお聞きします。66ページです、事項別明細書。上のほうの18節負担金補助及び交付金の中の説明の一番下、消防団運営交付金についてお尋ねいたします。これについては言うまでもなく令和4年度からの、今年度からの項目ということであります。今年度、令和4年度の当初予算ベースだと187万2,000円ということであって、令和5年度当初予算はこの金額より減額になっております。去年の同じ時期、私もこれについて質疑をしまして、そのときの当局の答弁は、消防団の分団への交付金だけれども、班活用に必要な経費を含むという答弁をいただいております。今回なぜ、大幅な減額ではないのですけれども、減額になっておりますこの理由はどのように理解すればよろしいでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 令和4年度からこの交付金の交付を始めました。理由につきましては、消防団員の報酬を分団ごとに支払いではなくてしっかりと個人に支払うということで、分団での活動に係る経費については別にしっかり手当てしましようということで始めたものでございます。昨年度からの減額の要因につきましては庄内の操法大会、8月の第1週の日曜ぐらいにこの消防学校のところで行っていたかと思うのですけれども、それが操法大会の実施をしないということで決まりまして、その操法大会に出場する分団に対しては、その分の上乗せとして交付予定の金額がございましたので、その分を引いたことによって減額になっております。基本的には団員1人当たり幾らということで各分団のほうには支給をしております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、言わば機械的に計算して減ったと、減額で上げているということだと思います。また集落の話をするのですけれども、集落によるのでしょうかけれども、いまだに、名目はいろいろありますけれども、いわゆる協力金、協力費の名目でそれぞれの地区に所属している班に、地区に置かれている班にお金を払っている事例が少なくないというふうには私は見ております。このことについては、法律上も不適切であるという指摘がされておるわけですがけれども、町としてこの協力金の実態を把握をされているのか、されていないのか。もし把握されているのであればどの程度の件数、どの程度の金額お金が動いているのか、そこら辺いかがでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 実情については把握していません。各集落の事情に応じて交付しているものと思われま。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今申し上げたとおり、法律的にもかなりグレーな話というのがまずあります。それから、より切実なのは、その集落の会計を圧迫している部分があると思うのです。金額的に、その集落によって違うのでしょうかけれども、恐らく1,000円単位ではなくて万単位のお金です。そうすると、集落の規模によってはかなりそれが負担になっているということもあるように私は聞いております。ですので、そういうことも含めれば町としてやはりその把握をして、要は足りない部分は、消防団は特別職であっても公務員ですので、必要な手当てはきちっとするということはやはりこれ必要だと思うのです。そこら辺を含めて町の対応を今後どうするか、確認をしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 先ほどもお話ししましたがけれども、その集落の事情でお支払いしているのかなど。消防団員個人に対してではなくて、町で組織化、班という名前に分かれているわけですがけれども、町で管理している団体がそうやってもらっているという認識は町としてはありませんので、あくまでも集落での判断、そこに町がどうこうということではないのかなと思いますので、町で払ったほうがいいのか、どういった経費で使っているのかも分かりませんが、そういったものを町で手当てする、出して

ない集落もあるわけですので、そこについては町でどうこうというところではないのかなと思っております。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） これ以上突っ込むと、これ一般質問になってしまうかもしれませんが、町で管理しないということはないと思うのです。消防団、班であろうと、それは公務員なので、そこを放棄してしまっただけはまずいと思うのです。確かにこれまでの歴史的な慣習で集落から出しているというのは、それはありました。だけれども、全国的に見てそれはやっぱり適切ではないというふうになってきているわけなのです。ですので、そこら辺は改めたほうがいいのではないですかという話なのです。確かに消防団、個人に直接支給ということは多分なくて、班のほう、あるいは場合によっては部のほうに行っているのです、個人に払っているということではないのかもしれないのですけれども、でも班であっても、部であっても、分団であっても、それは消防団の一つの組織なので、公務員が構成している組織なので、それは知らないというような言い方はまずいのではないかなと思うのですけれども、もう一度お願いします。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） どうお答えしていいのか、町としてそこに関与は、町で交付したこの活動交付金の使い道等についてはしっかり要綱で使い道等決めて交付しておりますので、その部分についての関与はあろうかと思えますけれども、集落で各地区で交付している分については町が管理というか、把握はしなくてもいいのかなと思っております。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 管理しなくてもいいって言い切ってしまうといいのかという話で、これ結構、今日はマスコミいませんけれども、かなり衝撃的な発言だと思うのです。そこは、ぜひ考えていただいたほうがいいのではないかと私は思います。確かにこれまで、繰り返しますけれども、習慣はあって、それぞれの事情があってやってきている部分はあるのです。だけれども、これから先もそれでいいかというのと、やはりそうではないだろうというふうに思いますので、そこは先ほど申し上げた部落の会計の実情も含めて、集落の会計の状況も含めてぜひそこは考えをいただきたいと思いますので、よろしく願いして次に行きます。

またちょっと似たような話になってしまっただけであれなのですけれども、66ページに、中ほど、負担金補助及び交付金の中で水道消火栓維持管理負担金というのがあります。その項目については、収入の面では水道事業会計になるということは承知しています。水道事業会計のほうを今まで見ると、町内には約700基の消火栓があって、単価3,000円なので、210万円という金額だというふうに理解しております。ただ、言うまでもないのですけれども、消火栓がまともでも、その先のホースと筒先が駄目であればまともに機能しないということは間違いのないわけであるのですけれども、そのホース、半ば消耗品のホースの整備はどこが担うのかと、要はお金はどこ出すのかということについて町内の集落で、自治会で意思が統一されていないのではないかなという気がいたしますので、お聞きするのですけれども、消火栓に備えられているホース箱に入っているホースの購入に係る費用というのは、これどこが持つものでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） ホース箱含めて集落で一度支出していただくと。それに対する、自主防災会活

動に対する助成は町で行っております。その周知につきましては毎年区長全体会、ここ二、三年開催されていませんけれども、区長全体会で全区長さんに自主防災会活動に助成しますということで、対象事業が資機材等への整備の助成、その中には発電機、投光器、テント、非常食、それから消火栓用ホース、ホース箱など、そのほかに避難路等の整備の助成、研修会、講習会の費用の助成ということで、この資料を全員に配布をしているはずです。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、ホースについては区長会等で取りまとめをして発注をすると。その費用については、一旦は集落から出してもらいにしても、補助の対象になるという話でありました。実際ホースを注文した集落、自治会から補助の申請というのは100%出ておりますか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 購入の状況を全て把握はしておりませんので、分かりませんが、ホースの助成につきましては、今年度については2地区からホースだけという事業の申請がございます。助成はしておりますけれども、助成については事業費の3分の2の助成で限度額20万円ということになっておりますので、その範囲内の補助金の交付ということになります。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうすると、今の話だと助成の申請をしているかどうかは把握し切れていないというお話でした。私も実際のところは把握し切れていないのですけれども、ひょっとしたらその申請漏れがあって、丸々自治会、部落でかぶっているところもあるのではないかなというふうに思えるので、やはりそこら辺はまずその制度のいわゆる周知を徹底していただきたいということと、そもそも助成対象になるのであれば、それを加味した制度にするだとか、自動的に助成対象になるようにするだとか、そういうことも必要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひ新年度、そこら辺も検討しながら進めていただきたいというふうに思います。

次に、隣の67ページにまいります。17節の備品購入費、避難所用機材購入費等というふうにあります。この中で、等というふうになっておりますが、この中でいわゆる避難所で使うための資機材の購入費は幾らで、具体的にどういうものを幾つというのですか、購入する予定があるのかを教えてください。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） この避難所用資機材購入費ですけれども、中身としましては段ボールベッド、段ボールベッドにつきましてはいろいろな避難所開設訓練等で使用等をして劣化も見られますので、そういったものの補充、それから室内テントの補充等々で、具体的な戸数、それから配置の場所についてはこれから検討をいたします。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、いわゆるトイレは入っていないという理解でいいですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 当然トイレも含めて検討させていただきたいと、検討しながら整備を進めてい

きたいと思っております。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） これまでトイレの件は、この場でも私発言をしてきました。避難所の開設は、イコールトイレの開設だというふうな認識を持っております。食事は丸一日仮に我慢できたとしても、トイレを丸一日我慢できる人はいないだろうと思いますので、そこら辺は多過ぎるほどあるぐらいが多分トイレはいいのだと思います。そこは集中的にお願いしたいと思います。今回確かに予算はついておりますけれども、これで果たして、もちろん無限にお金かけられるわけではありませんけれども、果たしてこれで十分なのかということをごひ地域の方だとか専門家の方に聞きながら、しかるべきものをちゃんとストックしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

引き続き、総務課長にお聞きします。防災センターの、教育委員会が入っている棟ですけれども、その非常階段の整備に係る支出というのはどこに含まれているのでしょうか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 令和4年度の3月の補正予算で工事費のほう減額して補正予算計上しております。新年度につきましても予算計上は行っておりません。いろいろ検討の結果、今のところ設置の場所、工事費等の高騰もありますので、まずは町民生活に直結するところから対応していこうということで、職員のためと、お客さんも来るわけですけれども、そういったことも踏まえて今回は見送りをしております。ただ、消防法上は設置の義務等はありませんので、その中で何とか時期が来たらということでは考えております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 確認をしたいのですが、5年度当初予算振興計画比較表というのを見ますと、振興計画額ではその防災センターの非常階段の件3,180万円、5年度予算要求額が1億361万2,000円、そこから査定をかけられて予算計上額が510万円となっております。ということは、今の話ですと、それからさらに削られてゼロになったということよろしいですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 防災センターのこの500万何がしの金額につきましては、防災センターの空調設備の設計の費用になります。防災センターの空調、KHPエアコンが、機械が部品の保守期限が切れるということで更新に迫られております。ただ、実際に工事する時期というのは冷暖房を使わない時期ということで限られてきますので、取りあえずは設計をして、できれば年内に債務負担等で工事を発注して、来年度の5月、6月で工事できればいいかなと。遅れて夏を越して、秋、9月、10月になるかも、ちょっとそのところは発注してみないと分かりませんので、そういったことで取りあえず令和5年度のうちに、早い時期に設計を組んで、契約をして進めていきたいということで考えております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） この防災センターの非常階段の件は令和4年度当初予算にもありまして、質疑が行われております。そのときの質疑をしたのは佐藤俊太郎委員だったのですが、念のためにそこを

ちょっと申し上げますと、その当時の話です。会議書を見ると工事費が1,400万円、設計費が150万円というふうに約1年前の会議録には載っております。佐藤俊太郎委員は、これで足りるのかという趣旨でただしているのですが、当時の総務課長は、見積りを基に計上したので、足りるはずだというふうに答弁しております。ところが、今回防災センターに関しては新年度予算皆減と今のところなっているようですけれども、予算要求額が1億361万円ということで、果たしてこれ何の金額が正しいのだろうという疑問が、桁が違いますので、明らかに、生じるわけなのです。もちろんこれ最終的には入札かけないと分からないということは当然なのですが、あまりにも桁が違ふと。去年の段階だと1,400万円できると言っておきながら予算要求額は1億361万円で、全部削られているという、何かどこを取ったらいのかという状況なのですけれども、そこら辺はどういうふうに解釈したらいいものですか。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） この要求額については、非常階段の分ではなくてEHPという電気でクレーンを動かすための改修費になっておりますので、非常階段の金額ではないということになります。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） そうしますと……

（「すみません」の声あり）

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） ここに計画内容ということで非常階段設置工事とありますので、ちょっとその中身については確認させていただきたいと思います。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 私もこの計画内容の文言がそのようにばっちり書いてあるので、等ではなくて工事というふうに、防災センター非常階段設置工事というふうに明記されているので、お聞きしておりました。ぜひそこは確認をしていただいて、必要があれば今後補正で上がってくるでしょうから、ぜひそこは精度の高い金額をお示しいただきたいと思います。金額もそうですし、工事内容も含めてです。安いから縄梯子でいいという話にならないでしょうから、お願いします。

次に、引き続き総務課長にお尋ねいたします。先ほど佐藤光保委員への答弁の中で、29ページの佐藤政養に関する事業、これまでは、令和4年度までは企画課だったのを総務課に移したという話がありました。その事実関係はともかくとして、なぜ総務に移したのか教えてください。

委員長（那須正幸君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） もともと総務課で持っていたものが何年か前に企画に移って、また総務のほうに戻ってきたという、なのですけれども、当時企画課のほうにまちづくり支援係ができましたので、そちらのほうにあったほうがいいのではないかとということで四大祭のほうそちらに移行したのですけれども、去年、おととしにまちづくり支援係なくなりましたので、所管するところを昨年度あたりから検討を続けてきて、また総務のほうに戻したほうがいいでしょうということで事務改善委員会のほうで決まりましたので、それに沿って総務のほうに移ってきたということになります。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） ひょっとしたら少しでも仕事を減らしたいという意向がいろいろ働いている可能性はなくはないでしょうけれども、はっきり例えば戸籍係のような分かりやすいような、要するに分かりやすいというのは、どこに配置すれば分かりやすいというような業務であればまだしも、課にまたがるような業務については確かにどこに置けばいいというのは多分悩みどころだと思います。特に四大祭という観点から見れば、ほかの三大祭は企画が今多分持っているのかなと思いますので、そう考えれば企画に置いたままのほうが統一は取れるのでしょうし、あと私が純粋に四大祭とかいうそのくくりを抜きにして思えば、佐藤政養に係る実績の調査研究であれば、やっぱり教育委員会が持つべきだと私は思うのです。それだと教育委員会に仕事を増やすという話になりますけれども、その分類を純粋に考えた場合。そこら辺、そもそも総務にあったから総務に戻したという話でしたけれども、それは理由になっているようになっていないような感じで、ではそもそも何で総務にあったのかという話になるわけなのです。ですので、そういうことも、確かに実際問題、総務にあったから総務に戻すということあるのかもしれませんが、その業務の内容を検討した上で総務に戻したのか、あるいはちょっと余力があるから戻したのか、そこら辺もし分かればお願いします。

委員長（那須正幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 四大祭の所管については、たしか3年前から事務改善委員会で、いや、所管は総務に戻してほしいのですよという意見が2回出て、2回はまずそのまま企画から担っていただいたという経緯ありました。3回目の事務改善委員会でも職員の皆さんからそのような、してほしいという要望ありましたので、それら等やっぱり総合的に判断すれば、教育委員会よりも、かつて総務で持ったから総務がふさわしいということでありましたので、総務に行かざるを得ないという手順を踏ませていただいたということです。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番（齋藤 武君） 私もその会議の内幕は把握しておりませんので、分かりませんが、今回は総務に移ったということであります。ほかにもいろいろまたがる業務は当然ありますので、この辺はやはり適切に配置、割りつけが必要だということであります。

最後に、健康福祉課長にお尋ねいたします。38ページ、中ほど、社会福祉総務費の中の1節報酬の中の民生委員推せん会委員報酬というふうにあります。民生委員の要するに後釜、後任者の決め方というのは様々あるようでして、前任者の方が個別にお願いしてということもあるし、そうではないパターンもあるという中で、実際のところ、それこそ集落総会、部落総会で話し合われるというケースもあるようです、場合によっては、地区によっては。そうしたところ、すんなり決まればそれはそれで問題ないのでしょうけれども、場合によってはすんなり決まらず、一定の期間ある地域に空白が生じるという事態が発生しているということを聞いております。民生委員、児童委員の現在の充足状況はどういう感じかお尋ねいたします。もちろん事前に聞いておりませんので、細かい数字はいいのですが、オーケーという話なのか、それとも、いやいや、ちょっと厳しいという話なのか、そういう話で結構ですので、お願いします。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 民生委員、児童委員につきましては、民生児童委員が50名、主任児童委員が3名ということで合わせて53名なのですが、今現在各自で決まっているのがまず52名、1名につ

きましては町の推薦会を通りまして、県の推薦会のほうに出していますので、今月末あたりにはその残りの1名が決まって委嘱されるという状況になっていますので、まず53名全員そろっているという状況になります。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） では、結果的に満になるけれども、満つるけれども、やっぱりその過程ではちょっと時間かかったというケースがあるようです。私も議選の推薦委員をしているときもそのような事例があったように記憶しております。それで、これはちょっとすぐに答えがお出ししていただけるか分からないことをあえてお聞きするわけですが、年度の変わり目ですので、安定的に民生委員、児童委員を確保するため、新年度の取組というのが何かあれば教えていただきたいなと思います。もしあれば。

委員長（那須正幸君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 民生委員、児童委員の任期につきまして3年間ということでありまして、昨年の12月から新しい任期が始まったところでありまして、今の現在の民生児童委員につきましては3年後の改選ということになりますので、その時期をなるべく早くから民生委員の方から意思表示していただいて、区長なりにちゃんと通していただいて、早いうちからまず全員で探していくというような形しかないのかなと思っています。

以上です。

委員長（那須正幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 順調にいけば令和5年度中に改正はないはずなのですが、何らかの事情で欠員ということもあり得る話ですし、あと今おっしゃっていただいたように前もって手を打つということが大事だと思います。いろいろ集落あるいは地区から選出している委員というのですか、役員といいますか、いっぱいあるわけです。民生委員、児童委員を筆頭に様々あって、これ以上言うとそれこそ話が外れますので、言いませんけれども、そこら辺が、いわゆる担い手の確保というのが難しい状況がこれから先改善されるという見込みはやっぱりないと思います。厳しい状況が続けばよくて、もっと悪くなるということも十分考えられますので、これは所管的には健康福祉課の所管なのでしょうけれども、やはり地域から出してもらっている委員の在り方等も含めてやっぱり考えていかないと厳しい部分、横とのつながりも取って、民生委員、児童委員だけ確保すればいいのだということではなくて、本当は実際はそうなのでしょうけれども、担当的にはそうなのでしょうけれども、でも私から見れば、地域全体から見れば、あと町民から見れば、やっぱり地域から出している委員というくりなのです。その中の1人が民生委員、児童委員だったりするので、やっぱりそこら辺は横のつながりも持ちながら、ぜひ、これ難しいですよ。難しい話なのだけれども、持続できるような体制を意識的につくっていく、あるいは働きかけていくようなことをぜひしていただきたいなということを申し上げて、私の質疑を終わります。

委員長（那須正幸君） これで5番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 私からも我が町に大事なダブルK、環境と教育について、ご質問2つさせていただきます。

47ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金補助及び交付金、こちらの実行

委員会負担金55万円について予算措置なされた背景と、また実績についてお伺いいたします。

委員長（那須正幸君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） ただいまのご質問、ゆざ町でこワンでこニャンまつり実行委員会負担金55万円です。よろしかったでしょうか。こちらの実行委員会負担金であります。令和4年度、今年度実行委員会を設置したところであります。以前はでこワンでこニャンまつり開催のとき事業委託料ということで、町内にあります庄内アニマル倶楽部さんのほうに事業委託という形で事業を行ってきたものであります。今年度、令和4年度、3年ぶりに開催というようなどころで新たに庄内アニマル倶楽部さん、あと遊佐高校さん、地域おこし協力隊の皆さんも含めた形での実行委員会の形式を今年から内部で検討して取らせていただいたということで、令和4年度の当初予算書のところには記載ありませんが、令和4年度9月補正でもともと計上しておりました事業委託料を実行委員会負担金ということで計上させていただきました。令和4年度については60万円の実行委員会負担金の中で事業を行ったところであります。昨年10月9日、中央広場のほうでこワンでこニャンまつりを開催させていただいたところであります。実行委員会の会計的などころにつきましても、チラシ、ポスターの撮影等のほか、テントのレンタル料ですとか音響借り上げ、そのような開催経費をこの負担金の中で支出したということであります。そこで、今年度ですけれども、今年度は55万円ということで5万円減額であります。昨年度の実績を踏まえて来年度、令和5年度につきましても実行委員会形式で行うということで、予算は実績に合わせて5万円を減額した55万円ということで計上させていただいたところでございます。

以上であります。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） ありがとうございます。2問目で、第4号議決にあったこちらの60万円の予算はどうして5万円減られたのですかとご質問しようかと思いましたが、先にご丁寧に、明確、明瞭に答えていただきまして、ありがとうございます。5万円減額ということで、私はこの減額について納得いたしました。こちらの実行委員会負担金の計上の前に、私たちの町では、皆さんご存じだと思うのですが、旧役場に生きたままビニール袋に入った子猫が捨てられていたり、あとはごみ収集の捨場に段ボールに入って捨てられていたり、とにかく私が10年前民生委員していたときは、これはどうしたことかと思うくらい大変な事態が続いておりました。がしかし、平成28年遊佐町が最初にスタートした野良猫対策については県も評価しておりまして、先日県の防災くらし安心部食品安全衛生課の動物愛護についてのご担当の方から、3月4日、県のほうで飼い主のいない猫対策セミナーの開催がされまして、地域猫活動をしているアドバイザーの方がオンラインとともにこちらの開催をしたところ、132名もの参加がありましたと。遊佐町さんにおかれましては、平成28年に山形県の中で前例のない中でこちらの政策をしていただき、その後10の市町村が手を挙げて、今令和5年の予算化に向けても、今ちょうど庄内町議会のほうでも議会が開かれておりまして、こちら承認されればですが、飼い主のいない猫の不妊、去勢手術の補助を今年度スタートする予定でいらっしゃるそうです。ただ、こちらのほうは公共衛生の管理により飼い主のいない猫ということで19万6,000円からのスタートということでございます。我が町はトップランナーとして、こちらの予算書のほう拝見させていただきましても、かなりの額で地域生活課様のほうで計上なさってくださいしておりますが、私のほうから、こちらはやはりクラウドファンディングとあって、町の財政を圧迫しない形で進め

られているかどうかだけ気になったので、そこはどのような内容か、課長、お答え願います。

委員長（那須正幸君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

来年度、猫の避妊、去勢手術補助金につきましても今年度の実績に合わせて増額をさせていただいているところですが、クラウドファンディングにつきましても今年度目標の100万円には届きませんでしたが、九十何万円ということではほぼほぼ、毎年クラウドファンディング行っておりますけれども、その財源を活用してこういう事業に充てさせていただいているというふうに思っております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 私は、議員になってからかねてよりどうやったら町の財政を圧迫せずに、どうやったらよい町づくりができるかを考えてまいりました。今おっしゃったように、実はクラウドファンディングというやり方で、インターネットで全国に我が町はこういうことをやっていますと発信すると、100万円には満たないけれども、それに近い額の寄附が集まったりする現実でございます。なお、その10年前の町の様子を見ると、捨ててもいいや、要らないしという感覚の町民の方たちの気持ちのがらりと変わりました。当時は、かなり大変なパッシングを受けたこともございます。ここにいらっしゃる行政職員の方でも、苦しみながらお仕事をなさっていた方もいらっしゃるとはお察しいたしますが、しかしあれから8年、全く状況が変わりました。前例のないことを、我が町がしたことによって、10もの市町村が後を追っかけてきております。私は、これは本当に大事なことだと思っております。ただいま野良猫に対してはTNRと申しまして、トラップ、捕獲すること、ニューター、不妊手術をして猫の耳先をカットして、そしてリターン、また地域猫として戻すというような活動も展開されております。もう一つ、令和4年度の公共社団法人の県の獣医師会様のほうからも、そういう手術費用については自分たちの、獣医師さんたちの会のほうで何とか助けられないかということで、公益社団法人のほうから山形県の中の県民に対してですが、補助を出させてもらいたいという資料が来ていると思うのですが、これについては地域生活課長のほうはご存じでございますでしょうか。

委員長（那須正幸君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

公益社団法人山形県獣医師会様のほうで行っております猫の避妊・去勢手術費補助事業ということで、今年度、令和4年度につきましても県獣医師会様のほうから通知もいただいていたところですが、こちら県の獣医師会で行っております手術費については申込みを取って、それで抽せんで行っているというような内容であります。年々といいますか、何年度からこちらが始まっているかはちょっと把握していないところではございますが、毎年改正をして、よりよい改正をされているというふうに伺っているところではございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） 我が町の財政を圧迫しないためにも、このような獣医師会さんの協力があつた募集内容とかがございましたときには、ぜひ広報もしくは皆様にお知らせさせていただいて、たくさんのスキ

ームの中から町民の方が選べるような、情報が豊潤にあるような町であってほしいなと思っております。啓発活動がまず大事でございます。そんなの言っても無駄だよとか、やっても無理とかいう言葉よりは、まずは一歩から、その一歩を始めたことによって現在の我が町の野良猫対策、もしくは町民の方たちの温かい志が現実化として、ほかの市町村からマークされるような町になっているのだと私はお察ししております。そして、また我が町で、遊佐町においては県内初の不妊専門の動物病院と申しますか、そこの方に承諾を得てご案内させていただきますが、遊佐町において3月1日開院したその病院において、3月の2、3、4の3日間で64頭の不妊手術を実施しまして、内訳は酒田市さんで49頭、遊佐町で14頭、庄内町1頭、このように実はいろんなことが進んでおります。民間活力、そして行政の方たちがサポートしなければ、ここまではきっと来れなかった道だと思いますので、今回の予算につきましても必要なものはつけ、そしてちょっと多いなと思ったところは先ほどの地域生活課長の答弁のとおり削っていただいても私は構いませんので、今までどおりのやり方で推進していただければと思います。課長のご答弁いただいて、この件は終わりにいたします。

委員長（那須正幸君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

猫の去勢の病院ということで、庄内アニマル倶楽部さんのほうがお声かけをして、遊佐、元町地区内に開業されたというところで、現在そちら、現在も今年度の、令和4年度の猫の避妊、去勢手術の補助金、まだ申請交付ある状況であります。3月に入ってから、委員おっしゃられるとおり、町内のそちらの病院のほうからということを受けたというような実績が上がってきているところでありました。ただ、件数そこまで多いというふうには認識をしておりませんでした。今後も猫の避妊、去勢の関係ですとか、飼い犬についてもマイクロチップということで去年から動き出しているところもありますので、そういうところも含めていろいろ広報、周知等々しっかり行っていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6番（松永裕美君） こちらこそありがとうございました。

それでは次に、最後の質問に参ります。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節1報酬、67ページでございます。いじめ問題対応委員会委員報酬16万円予算計上でございますが、こちらの内容と、どのようなメンバーで対応委員会委員を構成されていらっしゃるのかをお伺いいたします。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

ただいまご質問ありましたいじめ問題対応委員会委員報酬でございますけれども、これは遊佐町いじめ防止対策の指針に関する条例、これがございます。その規定に対応委員8人以内で組織するとして規定をしています。委員の構成ということになりますけれども、法律、医療、心理、福祉、教育などの各分野において、学識経験のある者を委嘱すると規定をしております。その専門家チームをつくっていくための16万円の予算計上であります。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6 番（松永裕美君） こちらも私が10年前民生委員をさせていただいたときに、いじめの問題はやはりご相談が多い事例でございました。いじめと言われても、いろんないじめがございますが、ここでどういものがいじめかという議論は予算委員会なので、置いておきまして、やはりもう来月、我が町では1つの小学校にまとまり、新しい遊佐小学校が、新生遊佐小学校に子供たちが元気に通う春を迎えるわけでございます。先日の一般質問でもいじめはなくはないのだという現実をつまびらかに教育長のほうからご答弁いただきまして、記憶に新しいところでございます。1年生2クラス、2年生、6年生から3クラスという庄内でもまれな大きな学校となります。新生遊佐小学校がスタートするに当たって、コミュニティースクール活動を的確に取り入れてきた我が町がどうやって、とにかく学校教育の中で教育、そして勉強も大事ですが、やはり心を耕す、そしていじめがない学校にしていくかというのが一番の課題だと私は認識しております。今回の16万円の計上でございますが、これはできれば使わなければいい予算計上という認識で理解しておりますが、課長、いかがでしょうか。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

このようなケースという、どのようなケースかと、執行されるのはということのご質問かと思えます。教育委員会のほうでは、平成27年度に遊佐町いじめ対策基本方針というものを策定しておりまして、これに基づいて日頃より取り組んでおりますけれども、このようなケースというのは重大事態への対応ということで、いじめにより児童生徒の生命、心身、財産などに重大な被害が生じた場合に該当するケースというふうに捉えております。ただ、これをベースにしながらも、一様ではないとは思いますが、事案に照らしながら、学校だけではなく、警察、関係各機関というところでの専門家チームをつくっての対応ということになって判断されるものというふうに認識しております。遊佐町、このような重大事案、実行されたケースというのはございませんけれども、今後も日々未然防止の取組、初歩の段階からの丁寧な対応ということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 6番、松永裕美委員。

6 番（松永裕美君） この予算の質問をさせていただく前に、町内の3つの学校の校長先生にヒアリングをさせていただきました。どの校長先生もリーダーシップを持って、学校で子供たちの教育に日々頑張っておられます。教職員の方たちもそうですが、やはり子供の成長において、いじめがないという話ではなく、やはりいろんなことで相手を傷つけたり、またトラブルを持って持ち帰り、家族と相談したり、おじいちゃん、おばあちゃんに相談したり、そういう中で子供は成長していくものだと私も思っております。ただ、そこで重大案件がもし仮に起きてしまった場合には、今の課長のご答弁のように迅速かつスピーディーに、ぜひ物事をガラス張りにして解決に挑んでほしいという心構えを今私は認識いたしましたので、まさかのことが起きるときもリスクヘッジをして、新小学校統合に向かっていっていただきたいと思えます。その中の校長先生がおっしゃった言葉に、最近実は不登校のお子様もいらっしゃいますので、不登校のお子様の場合は居場所確保ということで、実は文科省のほうでも居場所をつくる、要は2016年の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する法律が成立された時点で、不登校となった児童生徒が一般の学校で学ぶ権利を損ねることのないようにすることという法律もできました。我

が町においても、やはり学校で何かつまずいたときには、違う道があるのだよということが、ほかの市町村の子供たちが受けれるような仕組みづくりもこれからは必要かなと私も考えます。今回最後に、私山形県立庄内総合高等学校通信制課程の卒業式にちょっと見かけというか、顔を出させてもらったことがあったのですけれども、そのときに思いました。そのときの卒業生が、私はそんなにたくさん生徒さんがいらっしやると思っていなかったのですが、今年度は晴れやかな顔の通信制の卒業生が45名いらっしやいました。やはり時代が変わり、通信制の学校を卒業する高校生、そして3年から10年かけて通信を卒業するという子供たちもいるということを知りました。我が町では、とにかくいじめをさせない、そして、いじめをさせないではないですね、間違えました。いじめを見つけたら相談できる窓口があることが大事だと思っておりますし、今回やまがた県民運動のポスターにもご提示ありますように、村山地区の優秀賞を取った生徒さんの言葉どおり、いじめって、見る、する、されるもどれも嫌というような言葉を基に、ぜひ春からの小学校統合に向けてはみんなが笑顔で通えるような学校づくりに励んでいただきたいと思えます。

私からは以上でございます。

委員長（那須正幸君）　これで6番、松永裕美委員の質疑を終わります。

7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君）　私的には明日の1番ということで想定しましたが、早く来てしまいまして、では質問させていただきます。

私の読んでいる新聞、今日遊佐町の議会の予算の概要が載っておりました。その中で一番目立った内容から入りたいと思います。1つ、事業名は若者を中心としたビジネス創出事業、口回りません。予算科目的には、いろいろ探したら5款、ページの48ページになります。どこに載っているかいろいろ探しまして、労働費ということではいろいろ調べますと、労働費に計上するのは雇用を生み出すための事業がここに載るような内容のようです。それで、予算書を見ますと労働費の労働諸費の委託料、12節に1,310万円ということで載ってございます。これについては、2月の27の日に全員協議会開催をした際に産業課のほうから説明がありました。その際頂いた資料に基づきまして質問させていただきます。その際、議会のほうで質問してくださいということもありましたので、ちょっと長めになるかもしれませんが、質問させていただきます。この資料を見ますと、当日係長の説明もあったものをいろいろ概要を整理しますと、この事業については令和5年度の新規の事業であるようです。それで、財源としては特別交付税の措置、それから町の一般財源、プラス企業版ふるさと納税を財源とするような資料の内容でございました。それで、所管の、先日の総務厚生のほうに確認しまして、この事業については産業課所管であるということでありましたので、産業課長のほうに質問をさせていただきます。今回定例会に上程されている条例案件の17号議案、遊佐町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例の第1条のほうに載っている字句を整理しますと、地方再生法という字句とまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるためと、このような字句がございます。それで、私もこの企業版ふるさと納税というのはちょっと聞き慣れない内容でありましたので、いろいろ調べてみますと、制度的には地方創生応援税制という記載がありました。内容的には、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合となっているようでありました。

それで、質問のほうに移りますが、町長の施政方針にも、たしか最後の部分だったと思いますが、企業版ふるさと納税基金を創設し、町が実施する地方創生プロジェクトに備えるとありまして、地域再生計画に沿った事業に活用すると、そういう記載がありました。ここで質問しますが、この若者を中心としたビジネス創出事業は、条例の第1条にありますまち・ひと・しごと創生寄附活用事業としての位置づけの事業なのかというのが1点目の質問になります。

それからもう一つは、地方公共団体の地方創生の取組は国が認定しなければならないというふうな記載がありましたので、この事業がもしそういう事業であれば既に国の認定を受けたのか、それともこれからなのかを、質問2つほど、2つの項目となりますが、質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 2つご質問がありました。1点目の位置づけの事業かということですが、委員のお話の中にもありましたとおり、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業としての位置づけとなっております。

2点目の認定を受けたのかということに関してでございますが、令和4年11月11日付で山形県飽海郡遊佐町まち・ひと・しごと創生推進計画として、国、具体的には内閣府の所管になりますけれども、そちらのほうの認定を受けてございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 認定は既に受けているということで理解をしたところです。

次に、この記載にあります企業版ふるさと納税について質問させていただきます。ページ的には21ページになります。歳入のところに17款の寄附金、項も寄附金、5目の総務企画費寄附金とあります。1節も同じ企画費寄附金ということで、企画費の寄附金で100万円でございます。それで、付記のところには今申し上げました企業版ふるさと納税寄附金ということで載ってございます。それで、歳入に100万円記載されております。それに対する歳出をいろいろ探したのですが、自分なりには探し出せなかったという状況があります。それで、企業版ふるさと納税は、先日の提案になったときの総務課長と産業課長から補足的な説明あった際も、基金に積立てをしてその後支出をするような趣旨の説明があったと理解をしております。今回その科目はないようですので、その点について質問いたします。それで、この100万円については現時点でも既に町に対して寄附を受けている額なのかというのが1点目です。

それで、今日、今回の議会で議決になっている条例案件も、議決になったとすれば、あくまでも基金のほうに繰り出しをする行為が必要ですので、補正案件として次回、または臨時会等に提案になるのかなって勝手に思っておりますが、そのような理解でよろしいのか伺います。

委員長（那須正幸君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 2点ほど質問ございました。まず、1点目の現在の寄附の申込み状況でございます。先ほど申し上げましたように一定内閣府のほうから認定を受けまして、ホームページ上でも公開いたしましたので、その時点から既に事業のほうはスタートしておることでございます。令和4年度、今年度、今現在で3件、500万円の寄附を頂戴いたしておるような状況でございます。

あと、2点目の基金への繰り出し等についてでございますが、こちらにつきましては寄附金の基金積立

て等につきましては総務課所管となるのでございますけれども、まだ4年度終了しておりません。まだ年度末までに少し日にちがございます。そういったこともありまして、寄附金の額はまだ定まっていないというようなこともございます。そういった今後の寄附金の状況等も踏まえて、担当の所管と調整を行いながら、補正等に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 既に寄附をいただいているということで理解しました。それで、ふるさと納税と申しますと、今までの事業については寄附いただいたものに対する返礼品という頭でしかなかったわけですが、いろいろ調べてみますと逆に返礼は禁止をされている内容のようでした。企業版ふるさと納税については、自分なりに調べますと、額については10万円以上必要であると。それで、今言ったとおりの返礼品は禁止をされているというふうな内容でございます。あとは、もう一つは例えば遊佐町に本社のある企業についてはアウトというか、駄目だと。遊佐町以外についてはいいということで、最初私これ逆に覚えていまして、ちょっと変な質問を総務厚生で質問した経過がございました。そんな中で、この企業版ふるさと納税は法人税が非常に優遇される事業であると。これを見ますと、2016年のときにこの事業がスタートして、当時寄附額の3割しか損金算入ができなかったようです。その後いろいろ税制上の改革がありまして、今現在9割まで、3割プラス6割プラスで9割が法人税から税額控除される。物、返礼やるのではなくて、企業は逆に言うと税制のそういう優遇を受けるという内容のようでございます。ただ、この6割というのが、いろいろ見ますと令和6年度までの特別措置で今のところ行われていると。これが延長になればいいですが、取りあえずいろいろ見ますと、この税額控除は令和6年度で6割相当部分はなくなるような状況のようでございます。

ちょっとこれを踏まえて次に進みますが、実はこの中でいろいろ見ますと、お金だけではなくて人材派遣型の企業版ふるさと納税があるようです。これは令和2年の10月からスタートしている内容のようでございます。先日の2月27日、全員協議会で示された資料の一番上に書いています企業人派遣ですか、それがそうかなと勝手に思っていました。それで、内容的に見ますと、例えばそういう方々が遊佐の町に派遣された場合に、その人材派遣の経費が企業の税額から控除されるというような内容のようでございます。それで、ここで質問させていただきますが、さきの全員協議会で説明受けました資料にあります企業人派遣について、これについて例えば遊佐町の職員として任用されることになるものと勝手に調べていたときに理解したところでした。それで、この若者を中心としたビジネス創出事業で人材派遣を受けた場合に、今言いましたこの人材派遣型の企業版ふるさと納税の対象事業として計画になるのか、ここを質問させていただきたいと思っております。

委員長（那須正幸君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 人材派遣ということで、そのの部分に特化した事業の活用ということになるのでございますけれども、今回この事業で活用するものについては人材型派遣の企業版ふるさと納税対象事業ではなくて、あくまでも地域活性化起業人制度というものを活用した、そういった事業計画でございまして、全く別物の制度を活用しての予定で進めるという内容のものでございます。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） ちょっと調べ過ぎてしまって、それではないということで理解をしたところです。

それで、この企業版ふるさと納税についてのちょっと最終的な質問をします。先ほども申し上げましたとおり、税額の控除が特別措置として令和6年度まで9割、3割プラス6割で9割になりますが、これが例えば延長されないとした場合、元の3割の損失算入にしかならないわけでございます。遊佐町としては、この令和5年度から新たな企業版ふるさと納税に取り組むことになるわけですが、そんな私が申し上げたとおり、令和6年度でもこの特別措置がないとするならば、少し先ほど寄附金の額もお話をいただきましたが、若干減る可能性もあるのかなと思います。そうしますと、例えばそういう活用ができないとすれば、当然一般財源の割合が増えてしまうということも想定されることにもなります。それで、今申し上げたとおり、今後の令和5年からスタートする企業版ふるさと納税の6割がなくなるということも想定されるわけですので、今後どのように見通しているか、再度質問をさせていただきます。

委員長（那須正幸君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 今の点につきましては、町のほうでは令和4年11月からこの事業をスタートして取り組んでおります。全国的に見ても、各市町村でこういった事業を活用して事業に取り組んでおるということで、年々そういった利用の増加は高まっておるようでございます。一定、今委員からご発言ありましたように、そういった特例措置が延長されない場合のご指摘もございました。ただ、そういった状況にある中、全国的にもこういう活用が高まっているということについては、やはり自治体としてはこういった制度を活用して、自治体がまずそれぞれ自治の運営に積極的に取り組んでいただきたいというような、そういった国が方向性を示して後押ししておるものと認識しておりますので、そういったところでもこの特別措置の延長にさらにこちらとしては期待することもあります。一方で、今年度、今現在500万円という寄附をいただいております。これにつきましては、当初こちらで想定していた金額100万円くらいでございましたので、今現在もさらに上乘せされた金額をいただいているというようなこともございます。さらに、こういった企業様からいただく寄附については、やはり遊佐町にゆかりの企業様、県外にたくさんございますので、そういった企業様に町として、所管として、こういう事業を始めるに当たってのそういった働きかけというものが必要になってくるかと思っておりますので、そういった働きかけを積極的に行いながら、この事業がもっとスムーズに進むように、実際には寄附金の上乗せという形になりますけれども、そちらがうまくいくように進めていく必要があるのではないかと認識しております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） この企業版ふるさと納税が増えれば増えるほど国も、今産業課長がおっしゃったとおり、そういう方向で延長にいくような方向に動くのかな、だからいっぱいこの企業版ふるさと納税が全国的に広がればこのまま継続するのではないかということをお願いして今質問させていただいたところもあります。

それで、この件は終わりました、次にちょっと農林関係について質問させていただきます。ページ的には51ページになります。6款の農林水産業費の農業費、農業振興費の18節の負担金補助及び交付金であります。ここのところに新規就農者経営開始資金事業費補助金450万円載っております。なお、歳入のと

ころには、20ページのところに同じ名称で補助金として、4万円は違いますが、454万円ということであり  
ます。勝手にこの字句から見ますと県が10分の10補助する事業かなと、そのように認識をしております。  
この事業の概要についてが1点目と、2つ目として、予算、今計上になっているわけですが、今現在予算  
化している段階で申請の予定書はいるのかということで質問したいと思います。実は先日の補正のほうで  
も申し上げましたが、令和5年3月で皆減になった事業が幾つかありましたので、そういうことも想定さ  
れるのかどうかということの内容で今質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） まず、事業の概要についてでございます。こちらにつきましては、新規就農  
者の育成の総合対策といたしまして、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るためというようなと  
ころで、認定新規就農者が新たに経営を開始する際に、経営の安定化を図るために資金を一定額助成する  
ものでございまして、内容といたしましては認定新規就農者に対しまして支援額として月12万5,000円、年間  
にしまして150万円を最長3年間支援するものでございまして、先ほど歳入の話もございましたけれども、  
国が10分の10の補助率の、そういった支援事業となっております。来年度、5年度につきましては、今年、  
4年度新しくこの事業を活用して認定になっている方が、3名の方がおります。先ほど申し上げましたよ  
うにこの事業は最長3年間の認定事業でございますので、まず特別なそういった事情がない限り、まず5  
年度も継続して認定されるというような、申請があつて認定というようなことによりまして、450万円とい  
うことで予算計上させていただきました。

もう一つですけれども、皆減となる可能性があるのかというようなことでございますが、基本的にはま  
ず特別な事情がない限りは皆様引き続いて認定対象になるというようなところで想定しますと、その皆減  
という可能性は、まずは何らかの事情で離農しなければならないというような場合も全くないとは思いま  
すけれども、そういった事情がない限りはそういった状況はないのではないかと認識しております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 分かりました。

それでは次に、森林環境譲与税関係で林業費についてお伺いします。ページは55ページになります。同  
じく農林水産業費の林業費、林業振興費、18節になりますが、ここに航空レーザー測量共同実施町負担金  
670万円ということで載ってございます。これは、令和4年度の予算書見ますと1,300万円ほどでして、比  
較しますと約48%の額になっております。それで、一応施政方針の中には森林環境譲与税による航空レー  
ザー測量後のデータ解析を行うと、そのように述べてもおります。この解析は、負担金ですので、この負  
担先で行うのか、それとも町が行う事業なのかということが1点目と、約半分ほどの予算で令和5年度予  
定しているわけですが、この航空レーザーの測量は全て終わったとの理解でよろしいのか、この2点質問  
させていただきます。

委員長（那須正幸君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） このレーザー測量による共同実施でございますけれども、今年度につきまし  
てはまず測量ということで行っておりまして、来年度、令和5年度に盛っているこの金額につきましては  
解析に要する金額ということで、測量と同様に県が主体となって、県で入札し、実施する予定とされてい

るものでございます。それに対して、関係市町村が計測面積に応じた、そういった案分による算定によったその負担金ということで支出予定とされているものでございます。あと、測量につきましては令和4年度県において実施されて、終了しております。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 休憩を取らずにこのまま質疑を続けさせていただきます。

7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） すみません、産業課長、もう一度、この分析は誰が行うのか、ちょっと聞き漏らしたようです。

委員長（那須正幸君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） すみません。解析ですけれども、来年度は解析を行うことの予定となっております。こちら、測量を今年度県のほうで実施しておりますけれども、同じく県のほうが主体となって、県のほうで入札して実施する予定となっております。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 先日一般質問でカーボンニュートラルのことを質問させていただきました。このレーザー測量はかなり精度が高く、樹齢とか木の状況まで全てある程度見通せるというような、たしか測量だったと理解をしております。そういう面にも活用できるのかなと思いますので、この成果について非常に期待をしたいと思っております。

それでは、産業課、最後、委員長のほうから進めるということでしたので、農業委員会に委員報酬について質問させていただきます。ページ数でいきますと48ページになります。農業委員会費の1節の報酬についてです。この報酬については、令和2年9月の539回の議会で特別職の職員の給与に関する条例の改正がありまして、その際、ちょっと長いので省略しますが、農地利用最適化の推進活動に応じた上乗せの報酬を行うと、そのようなことであります。それで、実は農業委員会の報酬、今、令和5年度予算を見ますと444万6,000円、令和4年度は529万円ですので、約84万円ほど減とした内容での今提案になっております。それで、1つ目、産業課長にお聞きしたいのですが、この令和4年度予算に比較して84万4,000円ほど減額となっている根拠というのはどういう背景なのか質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 令和5年度農業委員会委員の報酬としまして444万6,000円を計上させていただいております。この内訳につきましては、基本報酬の分として394万6,000円、農地利用最適化交付金を財源とした、そういった活動に応じた上乗せ報酬分として50万円の合計の金額が444万6,000円となっております。この減額となった部分は、上乗せ報酬部分についてでございます。農地利用最適化交付金を財源とするその活動に応じた上乗せ報酬については、令和4年度当時の算定方式の上限額となる134万4,000円ということで令和4年度は予算計上させていただきました。その後、要綱の改正によって計算方法が大きく見直しされております。それによりまして、上限額を算定することが難しくなったという状況がございまして、そのため全国の農業会議所が作成した概算の交付額を試算できるシミュレーターを活用して、遊佐町のほうでもそういったシミュレーターで計算した数字を参考にして令和5年度は50万円とさせていた

だいたいでございまして、昨年は134万4,000円というふうに計上させていただきましたが、今年度はそういった算定方法を変えて計上させていただいております。ちなみに、令和4年度の実績の見込みは、今のところは見込みなのですけれども、まず60万円前後となるのではないかとというような予測をしております。なお、報酬条例については12月議会で改正し、上限の部分を撤廃しております。令和4年度の134万4,000円から84万4,000円減額で、今回予算計上は一定させていただいたのですけれども、今言った最適化交付金の事業の新しい仕組みの中では全国の農業委員等の評価点の平均で交付金が決定されるというような、全国規模でのそういった算定条件に変わっておりますので、次年度もその状況によっては交付金の額が大きく変わる可能性もございますので、そういったことによりまして、例えば不足が生じた場合等は補正予算で対応をせざるを得ない状況になるのかなと認識しております。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 先ほど言った394万6,000円、これ元の報酬で、それに基づいて働いた割合によって加算になるということは当然理解をしておりました。ただ、この農業委員会の報酬は特別職の職員の給与に関する条例ということでその他の条例があって、農業委員会のほうには改正する権限はないわけです。今日伊原会長代理がお見えでございますので、ちょっとお尋ねしますが、実はちょっと聞こえてきた情報として、最近の農業委員会のほうでこの報酬に関する何か意見が出たというようなことが聞こえてきました。話してできる内容でいいですので、どういう内容だったのか、概要で結構ですので、質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 伊原農業委員会会長代理。

農業委員会会長代理（伊原ひとみ君） 私、今回初めて発言させていただきますので、大変緊張しておりますが、言葉足らずはどうぞご容赦願いたいと思います。私の記憶では、2回ほど委員のほうから総会で発言がありました。内容としては、委員全体の報酬を上げてほしいというような話ではありませんでした。先ほど課長の話にもありましたように、ただいま農地利用最適化交付金ということが交付されることになりまして、推進活動に応じて上乗せ報酬がいただけるということで、委員は頑張った分だけ上乗せでいただけるというふうに変更になりましたので、その点に関しては全く異論はありません。ただ、1つ、会長の仕事量の多さをおもんばかっての会長報酬を少し上げたほうがいいのではないかと委員の意見がありました。会長職というのは本当に多岐にわたる打合せとか会合とか、いろんなことを含めた年間の活動量が本当はかなりあるように伺っております。そこを踏まえての委員の発言だったと思われれます。ぜひ検討してほしいというふうに委員のほうからの意見がありました。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 詳細にいただきました。逆に言うと、今日は会長代理であったほうが結果としてはよかったのかなと思って今聞いておりました、内容について言えばですね。そういうことであります。続けていいのですか。

委員長（那須正幸君） どうぞ。

7番（菅原和幸君） では、続けます。一応産業課については以上で終わらせていただきます。

それで、次は地域生活課長のほうにお尋ねをさせていただきますが、一応今回特別会計のほうについてお尋ねします。議第13号の令和5年度遊佐町水道事業会計予算についてお尋ねします。一応この水道事業収益、それから営業収益、給水収益、水道使用料金ということで、いろいろ過去、令和元年から見ますと一定の額で予算化されております。令和4年度に比較して令和5年度の予算で、令和5年度3億4,719万7,000円で、令和4年度比較で426万2,000円ほど増になっております。それで、実はかなり、4年前のことになるのですが、自分のデータをいろいろ探してみますと、平成31年の4月の23日に全員協議会で第2次水道ビジョンの説明がありました。それで頂いたものをいろいろ見ていきますと、第2次水道ビジョンで2022年度に料金改定を目指すという記載がありました。それで、2022年は、今年はまだ何日で終わりますが、この年度になっているわけですが、いろいろ全員協議会のデータ等引っ張り出してみまして、この改定についてはないような状況でありましたので、この改定を目指すとしていた22年度、恐らく自分の見識では、していないということですので、この426万円の増額の内容について地域生活課長のほうにお尋ねをさせていただきます。

委員長（那須正幸君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

初めに、給水収益の増、令和4年度に比較しての給水収益、水道使用料の増の関係です。令和4年度に比べまして426万2,000円増というふうに計上させていただいております。これにつきましては、第3条、収益的支出、支出の額につきましては維持経費分あまり変わっておりませんが、その維持経費を見まして、維持経費どうしても逆に令和5年度は光熱水費等で増加になります。それを踏まえて収入のほう給水収益、前年度実績、今年度実績を見込んでぎりぎり上限ぐらまで収入を見たというところで、給水量が増えて収入が増えるということではございません。以上、1点目であります。

続いて、2点目ですけれども、第2次水道ビジョンにおいて料金改定を目指すというところの内容でございました。確かに第2次水道ビジョンにおいては2022年度に料金改定を目指すというふうに記載をしてあるところがございますが、あくまでも水道ビジョンにつきましては当時の計画ということでありまして、今年度料金改定につきましては計画をしたところもございません。あくまでも計画だということですので、今年度、今年度、コロナ禍または物価高騰というようなところを考えれば、現状水道料金を上げるというふうにはならないというふうに思われますので、料金改定の審議を行わないで据置きをしているという状況であります。ただし、以前も一般質問等でもお話しさせていただきましたが、水道会計の今後の状況を見ればいずれ料金改定、いわゆる料金を上げるということは避けて通れないことかなというふうには思っているところです。

以上です。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） やはり今の社会情勢から見ればこれはあまり進んでやるべきではないと。分かりました。

それで、ちょっと県の状況について一歩進んで申し上げますと、県が今水道広域化推進プランということで進めております。令和4年度内を調整を目指して進めている内容でございます。内容的には県内の4つの、村山、最上、置賜、庄内、その中でくくって進めている内容です。それで、庄内圏域については県の

企業局のほうから水道を買っている地区、あと鶴岡と三川は一緒ですので、あと酒田と庄内町ですか。そんな中で先日の新聞見ますと、今まで酒田には水道管理者がいたのですが、酒田市長が兼務をするというようなことの報道もあったようでございます。そういう動きがある中で先ほど言った水道ビジョン、あまり見なかったのですが、見返してみますと、同じところに2025年から、広域連携の推進を25年頃から、2025にやるというような表現があります。ただ、遊佐町は単独のおいしい水とかつて言われるものではありますが、前の、ちょっと度忘れしましたが、諮問した委員会のほうからはやはり早々に統合すべきではないと、そういうことをいつかの全員協議会で当時の担当から説明を受けたこともございます。ただ、このビジョンにあります、2025年から連携を図るという字句がありましたので、その辺どう進まれるのかお尋ねします。

委員長（那須正幸君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

第2次水道ビジョンでは、確かに2025年度から広域連携の推進というような図式、フローチャートをつくっていた経過がございます。しかしながら、先般の全員協議会の中でも皆さんにご説明をさせていただきましたとおり、現在県の水道ビジョンにおいて広域連携の検討を進められておりまして、先にお話ししましたとおり、庄内圏域については今後遊佐町を除く酒田、鶴岡、庄内町で企業団をつくっていくための協議会を、恐らく令和5年度になりましたら協議会を多分設立することになるかと思っております。ただし、遊佐町につきましては、先般もお話ししましたとおり、その協議会にすぐ入るということではなく、連携についてできるところの検討は続けていくという意味でありますので、ここに過去の水道ビジョンにありました広域連携につきましても、今検討しているようなところを見据えての記載ということで、引き続き来年度以降も広域連携の検討については町としても参画はしていくと。ただし、その協議会等に入る予定はないということで認識をしております。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） いつものとおり時間が迫ってまいりました。地域生活課はこれで終わります。

教育課長のほうにお尋ねします。最初に、文化財保護費についてお伺いします。ちょっとページ数分かりませんが、教育費の6目の文化財保護費、委託料のところ、小山崎遺跡に関する部分でだと思っておりますが、1,954万4,000円ほど、コンサル委託業務料ということであります。それで、前の補正の段階でもいろいろ質問したところですが、今の基本計画策定事業については順調に進んでいるということで先日お答えいただきました。そんな中で、別の資料を見ますと町内遺跡発掘調査事業費ということで555万3,000円、合わせると1,910万円ほどになるのですが、これについては高速道路整備に伴う発掘調査ということで記載になっております。それで、実はこの予算書見ますと、先ほど、また第7期の実施計画の45ページ見ますと、令和5年から7年に各年度で306万円ほど計上になっているのですが、令和5年度予算では1.8倍の555万円ほど計上されている予算書になっております。これは、前倒し的に実施するものなのかということと、町内発掘調査とありますので、これが高速道路関係以外にも予定される別の箇所があるのか、最初にこの2点お伺いしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

高速整備に伴うものということで、今おっしゃったとおりでございますが、史跡鳥海山の管理団体であります町が発掘調査を行うための経費ということで今回の当初予算のほうに計上させていただいております。これは、実施計画策定時点では分からなかったところでございますけれども、その後河川国道事務所、また県、町が協議して確認をし合ったところでございます。この中に、実施計画にはございませんでしたけれども、それに係る経費を計上させていただいているところでございます。

2つほどご質問あったかと思えますけれども、そのほか町内遺跡発掘調査でございます。現時点では想定しているものはございませんけれども、そのような場合になった際の対応ということで、そのための経費を毎年度当初予算のほうに計上させていただいている予算もその中に含まれておるものでございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 分かりました。ただ、小山崎遺跡、今策定検討委員会のほうで検討されているということで、これは当然理解をしております。そんな中で、まだ方向づけというのは令和5年度でまともと思うのですが、ちょっとこういう質問しますと批判を受けるかもしれません。実は実施計画を見ますと、令和7年度に用地買収費3,000万円ほど予定をされているようです。小山崎遺跡関係、これは今の計上になっていないので、あれですが、実は私も当事者として、あそこを発見したときの一人というか、担当した者の一人として、田んぼは買収しているはずですが、ただ、今後の状況によっては恐らく山手のほうなのかなと推測しておりますが、その辺についてはやっぱり令和5年度中のほうの調査ではっきりするのかどうか、ちょっと関連で質問させていただきます。場所的なものとかです。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

史跡小山崎遺跡の指定範囲におきまして、今回第7期の実施計画の段階で、現段階では令和7年度のところで計画を立てておったところでございます。この史跡小山崎遺跡の指定範囲のうち町有地と社有地、いわゆる神社で持っている社有地を除く民有地の取得のほうを予定しているものでございまして、木が植えられた状態で、先ほどございました神地内というところで、実際の取得のほうは令和7年度以降となる計画でございます。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 今の件は了解します。

次に、学校管理費についてお伺いします。一応小中学校の施設整備、統合ですので、いろいろこれまでお金をかけてやってきたと、時間もかけてやってきたわけですが、遊佐小学校についてはトイレ、中学校については武道館の屋根の改修と図書館のLED、これが予定されているようでございます。いろいろ見ますと学校施設長寿命化計画というものもあるようですが、工事請負費、ちょっとページ分らないで申し訳ないですが、中学校施設改修事業について第7期の実施計画の42ページでは、本来令和5年度で533万円ほど予定をし、令和6年度で5,000万円ほど予定をしたのですが、いろいろ頂いた資料を見ますと令和5

年度で約480%増の2,294万円ほど令和5年度予算で計上されているようであります。本来の計画より一歩、令和5年度で計上されているようですので、何か緊急性が高いものがこの中学校の施設改良であったのかということをお尋ねをしたいと思います。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

中学校費における工事請負費に2,169万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、まず1つは実施計画の段階からこれまでの計画のローリングの中で、遊佐中学校の図書室のLED照明化工事を計画してきたもので、このたびの当初予算の工事請負費に550万円ほど含まれておるものでございます。これのほかにということになりますけれども、実施計画には計上されておりませんでした遊佐中学校の武道場の屋根改修工事の分を計上しているものでございます。既に雨漏りが始まりちょっと数年がたっておるところもあったのですが、内装への被害も懸案されることから緊急的に、緊急性が高いというようなことで今般の当初予算のほうに工事費を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） 続きまして、施政方針に学校施設長寿命化計画に基づき計画的に施設改修を行うと。この学校施設長寿命化計画というのは、ちょっと私も探したのですけれども、出てこなかったのですが、小中学校について完了までどの程度の期間を予定されているのか質問させていただきます。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

ただいま施設の改修、整備ということでのどの程度の期間ということでの質問だったかと思えます。施設の改修についてでございますけれども、緊急性、築年数、劣化状況、改修履歴などを踏まえて、優先順位の考え方や改修周期に基づいて、改築、改修などの適切な実施時期について検討して進める予定としております。これは、令和2年3月策定の遊佐町学校施設長寿命化計画に基づいた形でございますが、明確な完了時期等は現段階では設けておりませんでした。ただいま申し上げたとおり、令和2年3月に策定した学校施設長寿命化計画で定めた実施計画では令和6年度までの改修計画を定めておりますので、現在この実施計画に基づいて学校施設の改修を計画しているところでございます。令和5年度の当初予算の段階で、今般小学校施設改良事業及び中学校施設改良事業の委託料で小学校及び中学校施設の長寿命化計画実施計画策定業務委託ということで計上させていただいておりますので、ここで全体を改めて調査させていただいて、そこで今後5年間に実施すべき具体的な改修計画のほうを策定する予定とさせていただいております。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） 7番、菅原和幸委員。

7番（菅原和幸君） それでは、最後にちょっと予算書の内容もろもろについてなのですが、実施計画と、それから比較表のほうに載っている内容について、実は先日、3年ぶりに冬季レクリエーション施設でスキー大会ですか、あったと思います。その圧雪車、毎回議員の皆さんにはご案内いただいて、何年か前に私も出席したときに圧雪車が壊れたと。その間修理をして、うまく使って今に至っているようですが、

内容を見ますと1億900万円の要望に対して圧雪車の更新は補正対応と記載になっているようでした。ということは、もう更新は決定されているのか、更新であれば次のシーズンに間に合うのかどうか、そこをお聞きして私の質問を終わります。

委員長（那須正幸君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

冬季レクリエーション施設に関してでございます。町内においては冬期間の唯一のスキーなどのスポーツができる施設ということで、たくさん利用者からご利用いただいております。この施設で使用している圧雪車についての経過でございますが、経年劣化が進んでおまして、始業前点検も毎年行っているものの、近年修繕に多くの費用が発生し、課題となっておったところでございました。補修品のほうも今年度で終了予定とのことでもありました。圧雪車の更新を施設の規模、使用頻度なども考慮しまして、中古車の購入のほうを計画しておったところでございます。しかしながら、中古圧雪車のほうの流通がなかなかない状況でございます。業者さんには程度のよい圧雪車が出た場合には情報をいただくこととしております。こういった状況から当初予算の計上のほうは見送った経過がございます。更新時期のほうは決定しておりませんが、次のシーズンまでとは言及せずとも、程度のよいものが出た場合には補正予算のほうで対応させていただくべく、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

委員長（那須正幸君） これで7番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

先ほど総務課長より答弁漏れがありました。答弁の申出がありますので、ここで答弁いたさせます。

佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 先ほど齋藤武委員のほうから当初予算振興計画比較表の中でのお尋ねございました。こちらの表ですけれども、当初予算の参考資料ということでお出ししておりますが、最初の課名、係名、計画IDということで計画名称が355の庁舎管理事業、振興計画はこの計画番号と計画名称で管理しております。その次の計画内容につきましては、その年度の実際の計画内容が反映することとなっております。実際この部分については、本来は修正が必要な部分でございました。修正漏れということで、本来であれば防災センター空調更新工事に係る設計監理業務委託ということで名称を変更すべきところ、変更、修正漏れがありましたこと、おわびを申し上げます。

あと、振興計画の額、要求額大きく差がありますけれども、当初の振興計画の段階では、今現在灯油のディーゼルエンジン動力源ですが、最初はガスの動力源のエアコンを想定しておりましたが、昨今の流れからしてCO<sub>2</sub>の一番少ない電気を動力源としたものに替えていこうということで、金額的には電気のやつが非常に高くなりますので、その金額と、その要求額の中には非常階段についても、最初の振興計画の中には非常階段の部分ございませんでしたが、要求額の中には非常階段の分も含めて予算要求としてはしている状況になります。最終的には空調設備の設計のみの当初予算ということになったところでございます。

おわび申し上げながら、以上です。

委員長（那須正幸君） 本日の会議はこれにて終了いたします。

明日3月16日午前10時まで延会いたします。

（午後3時30分）